

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和8年3月4日（第1日目）

議 長（高橋拓生君）

ただいまから令和8年平泉町議会定例会3月会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入ります前に一言申し上げます。

昨夜町内において発生しました火災により貴いお二人の命が失われました。亡くなられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、ご遺族の皆様に対し謹んでお悔やみを申し上げます。また、被災されました皆様に心よりお見舞い申し上げます。

それでは、日程に入るに先立ち諸報告を行います。

初めに、議長から諸般の報告を行います。

諸報告2ページをお開き願います。

本定例会3月会議に町長から提出されました議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理しましたので報告いたします。

3ページをお開き願います。

令和7年に採択されました請願・陳情処理の経過及び結果の報告について町長から報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承願います。

5ページをお開き願います。

監査委員から令和7年11月分から令和8年1月分までの現金出納検査の結果について及び令和7年度11月定期検査の結果についての報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承願います。

45ページをお開き願います。

次に、本定例会3月会議に説明員として出席する者の職、氏名を一覧表にしてお手元に配付しておきましたからご了承願います。

46ページをお開き願います。

報告事項については、お手元に配付のとおりですのでご了承願います。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

続いて、広域連合議会議員から報告を行います。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告を求めます。

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

11番、升沢です。

それでは、報告書の48ページをお開きください。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会について、その概要を次のとおり報告いたします。

令和8年3月4日、平泉町議会議長、高橋拓生様。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員、升沢博子。

49ページをお開きください。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会が令和7年11月27日、岩手県自治会館で開催されました。

付議事件について、次のとおり報告いたします。

50ページをお開きください。

報告第1号、岩手県後期高齢者医療広域連合債権管理条例に基づく債権の放棄について。

会計の名称、岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計。放棄した債権の名称、第三者行為に係る損害賠償金、療養給付費等返納金。放棄した債権の件数、5件。放棄した債権の金額167万9,252円。放棄した理由及び内訳は記載のとおりです。

51ページをお開きください。

発議案第2号、岩手県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について。

提案理由は、行政手続における特定の個人の識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う改正のほか所要の規定の整備をするもので、原案どおり可決されました。

53ページをお開きください。

発議案第3号、岩手県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則について。

提案理由は、質疑の回数の改正を行うほか、議会及び委員会の欠席の届出並びに請願書の記載事項などについて定めようとするもので、原案どおり可決されました。

55ページをお開きください。

認定第1号、令和6年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について。

歳入2億2,910万6,705円、歳出2億2,324万4,844円、歳入歳出差引き残額は586万1,861円となっております。

62ページから69ページの事項別明細書につきましては、お目通しください。

採決の結果、原案どおり賛成多数により認定されました。

56ページをお開きください。

認定第2号、令和6年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入1,715億1,045万3,381円、歳出1,691億112万1,190円、歳入歳出差引き残額は24億933万2,191円となっております。

76ページから103ページの事項別明細書につきましては、お目通しください。

採決の結果、賛成多数により原案どおり認定されました。

111ページをお開きください。

議案第10号、岩手県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇などに関する条例の一部を改正する条例について。

提案理由は、国及び県の例に準じ、妊娠または出産等について申し出をした職員及び3歳に満たない子を養育する職員に対する措置などについて定めるもので、採決の結果、賛成多数により、原案どおり可決されました。

113ページをお開きください。

議案第11号、令和7年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ601万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,760万7,000円とする。

採決の結果、全員賛成により、原案どおり可決されました。

125ページをお開きください。

議案第12号、令和7年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21億778万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,720億9,730万1,000円とする。

採決の結果、全員賛成により、原案どおり可決されました。

続いて、152ページをお開きください。

令和8年2月18日に行われた岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会の概要について報告します。

153ページをお開きください。

議案第1号、岩手県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例について。

岩手県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を次のとおり改正するものです。

提案理由は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により、改正される行政手続法の趣旨を踏まえ公示送達の方法を変更するほか、所要の規定の整備をするものです。

採決の結果、全員賛成で原案どおり可決されました。

次に、156ページをお開きください。

議案第2号、岩手県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び岩手県後期高齢者医療広域連合会計年度職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について。

岩手県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び岩手県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

提案理由は、国及び県の状況を勘案し、一般職の職員の給料月額及び手当の額の改定等を行うとするもので、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決されました。

166ページをお開きください。

議案第3号、岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。

岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を次のとおり改正するものです。

提案理由は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、令和8年度及び令和9年度の保険料率を定めるほか、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正に伴い、保険料の賦課限度額を改めるなど、所要の規定の整備をしようとするもので、採決の結果、原案のとおり賛成多数で可決されました。

177ページをお開きください。

議案第4号、令和7年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について。

令和7年度岩手県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

1、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ624万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,136万円とする。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

180ページから191ページまでの説明書につきましては、お目通しください。

192ページをお開きください。

議案第5号、令和7年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。

令和7年度岩手県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14億8,232万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,735億7,962万1,000円とするもので、採決の結果、原案のとおり全員賛成で可決されました。

196ページから215ページまでの説明書につきましては、お目通しください。

217ページをお開きください。

議案第6号、令和8年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について。

令和8年度岩手県後期高齢者医療広域連合の一般会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

1、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億6,478万5,000円と定める。

採決の結果、原案のとおり全員賛成で可決されました。

220ページから235ページまでの説明書はお目通しください。

237ページをお開きください。

議案第7号、令和8年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について。

令和8年度岩手県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,801億7,862万5,000円と定める。

採決の結果、原案のとおり賛成多数で可決されました。

242ページから273ページの説明書につきましては、お目通しください。

274ページをお開きください。

議案第8号、岩手県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し同意を求めることについて。

紫波町議会の根水康博氏の選任が全員賛成で同意されました。

以上、岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告を終わります。

議長（高橋拓生君）

以上で岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告を終わります。

これで広域連合議会からの報告を終わります。

続いて、町長から行政報告を行います。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、行政報告をさせていただきます。

275ページをお願いいたします。

12月7日、第63回PTA協育シンポジウム。

12月8日、ILC公開講演会が盛岡市で開催されています。

12月15日、ひかり未来会議が行われています。

12月17日になりますが、節水栽培米グランプリ、大賞受賞報告をいただいたところであります。

12月18日になりますが、今後の県立高校に関する地域検討会議が奥州市で開催されています。

12月24日、4市町連携「栗登一平」首長懇談会が一関市で開催されています。

1月5日、令和8年仕事始め式。

そして1月6日、平泉町新年交賀会が開催されています。

276ページになります。

1月8日、令和8年県内家畜市場の初市式が奥州市県南市場で開催されています。

1月11日、令和8年平泉町成人式が開催されています。

1月19日、平泉町総合計画審議会。

1月23日、第2回総合教育会議が行われております。

1月28日、企業ネットワークいわて2026in大阪。

そして引き続き29日は、東海地区、自動車関連企業と知事との懇談会に出席させていただいたところであります。

277ページになります。

2月6日、長島少年消防クラブの退団式が開催されております。

2月7日から8日、世界遺産登録15周年情報交換会及び小笠原DAYが東京都港区で開催されております。

2月11日、建国記念の日奉祝行事が町内で開催されております。

2月14日、平泉町生涯学習町民のつどいが開催されております。

2月20日、農業会議女性委員の登用促進に向けた要請が県の農業会議、そして女性の会のポラーノの会という方々から要請を受けたところであります。

2月22日、自衛隊入隊予定者激励会が一関市で開催され、金ケ崎、奥州、一関、平泉の4地区でありますけれども、25名の入隊者、そして入校者の激励を行わせていただいたところであります。

278ページになります。

3月2日、子ども・子育て会議が開催されております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

以上で町長からの行政報告を終わります。

これで諸報告を終わります。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

直ちに日程に入ります。

議長（高橋拓生君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、千葉多嘉男議員及び3番、大友仁子議員を指名いたします。

議長（高橋拓生君）

日程第2、会議期間の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会 3 月会議の会議期間は、本日から 3 月 13 日までの 10 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、会議期間は本日から 3 月 13 日までの 10 日間に決定いたしました。

なお、会議期間中の会議予定につきましては、お手元に配付した会議日程表によりたいと思いますのでご了承願います。

議 長（高橋拓生君）

日程第 3、令和 8 年度町長施政方針演述を行います。

町長、登壇願います。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

令和 8 年平泉町議会定例会 3 月会議の開催に当たりまして、令和 8 年度の町政運営の基本方針及び重点的に行う施策について、所信の一端を申し上げます。

令和 8 年度は、世界遺産登録 15 周年と中尊寺落慶供養 900 年を迎える記念の年となります。この機会を本町のさらなる飛躍の契機と捉え、積極的に施策を展開していくことが重要と考えております。

一方、物価の高騰が続いており、住民や事業者の不安を緩和するための支援が求められていることから、全ての町民に「平泉町生活応援商品券」を配布するなど、独自の支援策を講じることで、住民生活と経済活動の安全・安心を確保する取り組みを進めているところであります。

このような中、平泉町は議会とともに両輪となって町民のいのちと暮らしを守り、町民の声が町政に響くまちづくりを推進してまいります。

令和 8 年度の予算編成につきましては、一般会計予算、特別会計予算、企業会計予算の総額は 76 億 3,079 万円余となっております。このうち一般会計予算につきましては、対前年度比 4.4% 増の 54 億 4,400 万円といたしました。歳入面につきましては、地方交付税、寄附金、町債が増となる一方、国県支出金、諸収入が減となる見込みであり、財政調整基金及びその他の主要基金を一部取り崩して必要な財源を確保したところであります。

なお、歳入の確保が喫緊の課題であることから、新たな自主財源確保の仕組みを検討してまいります。

歳出面につきましては、次世代育成支援対策の推進、産業振興・雇用対策、移住・定住化対策のほか、各種予防接種・健診や町単独医療費助成事業、結婚・出産に対する支援制度の継続、教育環境の整備等、子育てに優しい住みやすい環境づくりに加えて、世界遺産登録 15 周年記念事業に重点を置き、予算配分を行いました。

特別会計につきましては、国民健康保険特別会計において、被保険者の減少に伴い、対前年度比2.5%減の7億5,000万円といたしました。

企業会計につきましては、水道事業会計において、3条予算で対前年度比1.7%減の2億9,037万円余、4条予算では、一関市舞川地区管路更新工事の減少に伴い、対前年度比27.5%減の3億2,475万円余といたしました。

令和8年度は第6次平泉町総合計画後期基本計画の初年度となります。限られた予算ではありますが、町の将来像、「輝きつむぐ理想郷」の実現に向けて、事業の重点化を図り予算編成に配慮したところであります。

次に、第6次平泉町総合計画に掲げる基本施策において、令和8年度に重点的に行う施策について申し述べます。

令和8年度は、世界遺産登録15周年の記念事業及び昨年迎えた町村合併70周年の記念事業も行うこととしております。この節目の年にあたり、平泉の文化遺産の価値や重要性を改めて見詰め直し、理解と関心をさらに深める機会とするとともに、多くの方々に平泉に足を運んでいただけるよう、様々な記念事業を展開しながら、まちの賑わいを創出してまいります。

また、県内、特に震災から同じく15年を迎える沿岸地域への周遊など、波及効果がもたらされるよう、岩手県とも連携して取り組みを促進してまいります。

移住定住の推進につきましては、特に結婚から出産、子育て期を迎える若者世代を中心に移住定住に向けた支援に取り組むとともに、人口減少対策の総合的かつ効果的な取り組みに向けて、人口減少対策推進本部において議論を重ねてまいります。

地域おこし協力隊につきましては、任期満了を迎える隊員の組織化を図り、現役隊員や若者世代との連携体制を構築し、町の課題解決や将来的な定住につながるよう支援してまいります。また、移住や起業を促進するため、「スパルタキャンプ」をはじめとする関係人口の創出・拡大に取り組んでまいります。

町民総参加の協働のまちづくりにつきましては、多くの町民が意見等をまちづくりに反映し、主体的にまちづくりに参画できるよう、中学生も含めた若者との懇談を継続するとともに、様々な機会を通じて意見聴取に努め、直接対話を大切にしながら、町民と行政の意思疎通に努めてまいります。

また、まちづくりの重要な担い手となる町民団体等の自主的な活動を促進するため、協働のまちづくり交付金による支援を継続するほか、地域の課題につきましては、行政区、地域課題対応事業等により、役場と町民が一体となって課題解決に取り組んでまいります。

子育て支援につきましては、第3期平泉町子ども・子育て支援事業計画に基づき、引き続き各種施策を効果的に実施していくとともに、こども家庭センターを中心とした児童福祉と母子保健の関連業務を一体的に推進してまいります。

保育の充実につきましては、町立の教育・保育施設を4月に保育所型認定こども園に移行し、二葉きらり園と長島こども園として新たに開園して、就学前の教育と保育を一体として捉えながら、一貫した子育て環境の充実を図ってまいります。

また、4月から全国一斉に開始される「こども誰でも通園制度」を整備し、子どもの良質な成育環境の提供と、働き方などにかかわらず、全ての子育て家庭を支援していくとともに、多様な保育ニーズに応じて、一時預かり事業や子育て支援センターにおける親子向け行事等の提供により、子育ての充実を図ってまいります。

さらに、子育て世帯への経済的負担を軽減し、応援していくため、ひとり親家庭の保育料軽減や、第2子以降の保育料無償化、在宅育児支援金の給付、幼児教育の無償化、18歳までの医療費の無料化及び出産祝い金制度を継続して実施してまいります。

放課後児童健全育成につきましては、児童クラブの運営環境の充実を図るとともに、保護者の理解を深めながら、学校や地域と連携し、放課後における児童の安全で安心な活動を支援してまいります。

母子保健の充実につきましては、全ての妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期・出産・子育て期までの切れ目のない取り組みとして、妊娠前から思春期保健事業や不妊治療費助成事業を実施するとともに、妊娠期・出産後においては、「妊婦のための支援給付金」による経済的支援と一人ひとりに寄り添った相談や情報提供などを行う伴走型相談支援を引き続き実施しながら、産後ケアや育児教室などの各種子育て支援事業の充実を図ってまいります。

また、子育て期においては、子どもの心身の健康の保持増進と保護者の育児不安の軽減のため、乳幼児健康診査を実施し、特に5歳児健康診査においては、子どもの集団生活と情緒面、望ましい生活習慣について保護者と理解を深めるとともに、関係機関と連携して就学に向けた子育て支援の体制整備を進めてまいります。

地域福祉につきましては、物価高騰による生活者への影響が続いており、さらに社会構造の変化による現代社会の課題や、高齢化社会の進展による一人暮らし高齢者世帯への対応など、複雑化・多様化してきている地域における福祉課題に対して、民生委員・児童委員をはじめ関係機関や各団体と連携しながら、地域における見守りやつながりに向けた支援を推進し、国の総合経済対策に踏まえて、低所得者への経済的支援を継続的に行ってまいります。

また、社会福祉協議会との連携強化を図りながら、地域の団体・組織と協働して、地域課題の把握に努め、地域での支え合いの意識の醸成と福祉への理解を深めながら、共に支え合うまちづくりに向けて、「第3期平泉町地域福祉計画」に基づき、各種施策を推進してまいります。

健康福祉交流館につきましては、引き続き経営の健全化に向け運営面での効率化を進めるとともに、地域福祉活動の拠点施設として、町民相互の交流の場、健康増進の場としてのさらなる利活用に向けて情報発信を強化するなど、誘客促進に取り組んでまいります。

高齢者福祉につきましては、団塊の世代が75歳以上となり、今後、介護サービスを必要とする高齢者の増加が見込まれることから、引き続き「平泉いきいき百歳体操」を中心とする住民全体の通いの場の支援や各種介護予防事業、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」事業に取り組み、関係機関と連携して地域包括ケアシステムの推進を図るとともに、平泉町高齢者福祉計画の次期計画を策定してまいります。

また、介護手当やタクシー料金の助成、住宅改修補助等を実施し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生活を営むことができるよう支援するとともに、物価高騰の影響が長期化する中、経済的負担が増加している高齢者施設等の負担軽減や介護人材の確保に努めてまいります。

さらに「新しい認知症観」に基づく認知症の正しい知識の普及を図り、認知症サポーターを中心とする認知症の人や家族を支える地域づくりを推進してまいります。

障がい者福祉につきましては、障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を目指し、障がいに対する正しい知識と理解の促進を図ってまいります。

また、障がい者や家族が安心して暮らせるよう、障がいの特性を踏まえたきめ細やかな相談支援や保健・医療・福祉サービスの提供、親亡き後を見据えた地域生活支援拠点等事業など、一関地区障害者地域自立支援協議会と連携しながら、地域体制の推進に努めるとともに、平泉町障がい福祉計画及び平泉町障がい児福祉計画の次期計画を策定してまいります。

さらに子どもの発達や障がいに関する相談、療育体制の充実を図るため、児童発達支援センターの広域的な設置に向けて関係機関と協議を進めてまいります。

保健事業につきましては、「糖尿病」「栄養・食生活」「たばこ健康」を重点分野と定め、がん検診や特定健康診査、生涯にわたる健康づくりを共に学ぶ「町民健康講座」などを通じて、健康寿命の延伸を図ってまいります。

医療対策につきましては、一関市医師会等の協力を得ながら、休日当番医制事業、夜間救急当番医制事業、両磐地区病院輪番制病院運営事業を実施するとともに、医療機関への適正な受診について普及啓発を図り、地域医療体制の確保に努めてまいります。

感染症対策につきましては、感染症の発生動向を注視するとともに、各種予防接種を適切に実施し、感染症の発症及び重症化予防に努めてまいります。また、平泉町新型インフルエンザ等対策行動計画を改定し、引き続き感染症対策の強化を図ってまいります。

国民健康保険事業につきましては、4月から開始する子ども・子育て支援金制度に対応しながら、賦課方式変更に伴う税率改正を引き続き段階的に進めてまいります。

また、税率改正による被保険者への急激な税負担を緩和するため、財政調整基金を活用しながら、財政運営主体である岩手県と連携し、将来的な県内保険税統一の方針を見据えて適切な事業運営を推進してまいります。

さらに、第3期平泉町データヘルス計画の中間評価と見直しを行い、実情を踏まえた特定健診の受診率の向上と個別指導などの保健事業を効果的に実施しながら、被保険者の健康増進と医療費の抑制に努めてまいります。

地域農業の振興につきましては、農家、農業従事者の減少を食い止め、産業都市の農業を維持していくことが課題であり、地域農業の担い手等への農業機械導入支援を継続するとともに、新規就農者等の育成・確保に向けた支援事業を引き続き実施してまいります。

水田農業につきましては、令和9年度から水田政策が見直しされることから、この情報に注

視しつつ、県から示された米の生産目安に基づき、一関地方農業再生協議会と連携しながら、安全・安心な良質米生産を推進するとともに、米の市場流通量を適正に調整し、米価の安定が図られるよう国等に求め、経営の安定化を図ってまいります。

園芸振興につきましては、当地方の主要園芸品目であるトマト、なす、ピーマン及び地域の特性を生かした野菜・花きの生産振興や、道の駅平泉の出荷促進に向けて、関係機関と連携しながら、引き続き支援してまいります。

地産地消の推進につきましては、関係機関や生産者と連携しながら、新たな生産者や認定店等の掘り起こしを進め、地産地消推進事業等を引き続き実施してまいります。

また、女性農業者等による新商品の開発や農産物の6次産業化等に向けた取り組みを引き続き支援していくとともに、販路拡大に向けた取り組みを関係機関等と連携しながら進めてまいります。

畜産の振興につきましては、飼料価格の高騰、肥育牛の販売価格の低迷が続く中、いわて南牛振興協会の活動を中心にブランド肉牛「いわて南牛」を安定して供給できる体制の確立を推進し、安定した畜産経営が図られるよう関係機関と連携して支援してまいります。

生産基盤の整備につきましては、小規模基盤整備事業の運用を見直し、利用者の利便性の向上を図るとともに、地震・集中豪雨等による災害防止や施設の老朽化に対応するため、防災・減災や国土強靱化等の対策による農業用施設整備を関係機関及び団体と連携しながら引き続き支援してまいります。

農村環境の保全につきましては、束稲山麓地域の農林業システムを次世代に引き継ぎ、農業や観光など地域の活性化を推進し、引き続き日本農業遺産として価値あるものと認められたことを地域内外に広くPRするとともに、関係機関と協力しながら取り組みを進めてまいります。

農地の保全につきましては、農業・農村の有する多面的機能が維持・発揮されるよう、多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度の取り組みを継続するとともに、農村集落活動の活性化や農村環境の保全と機能向上に対する取り組みを支援してまいります。

また、昨年3月に策定した地域計画・目標地図により、地域の農地保全に努めるとともに、目指すべき地域の将来の農地利用について、農業者や関係機関と話し合いを継続し、地域計画・目標地図の精度を高め、地域農業の持続的な発展に向けて取り組みを進めてまいります。

都市と農村との交流につきましては、平泉町グリーン・ツーリズム推進協議会による教育旅行の受入れや農家民泊等の開業などを引き続き支援してまいります。

鳥獣被害対策につきましては、国の補助を活用し、鳥獣被害対策実施隊による捕獲や電気柵、緩衝帯の設置、放任果樹の伐採等の対策を実施するとともに、鳥獣被害対策実施隊員の育成・確保に向けて引き続き支援してまいります。また、昨年創設された緊急銃猟制度に基づき適切に対応してまいります。

森林資源の保全につきましては、除間伐等適正な森林資源の管理と計画的な森林の保全を図るとともに、森林病虫害防除を引き続き実施してまいります。また森林経営管理制度の運用による経営管理権集積計画の策定を随時進め、適切な経営管理が行われていない人工林の森林整

備を引き続き進めてまいります。

森林資源の活用につきましては、引き続き県行造林跡地への桜の植樹をはじめ、東稲山の桜情景復活事業等により西行桜の森周辺の魅力を高めるとともに、情報発信により誘客効果を高め、利用促進に努めてまいります。

観光の振興につきましては、平泉町観光振興計画に基づき、計画的な取り組みを実施するとともに、世界遺産登録15周年及び中尊寺落慶供養900年という大きな節目を迎えることから、これらを基軸として観光振興を推進してまいります。

特に、「世界遺産 in 平泉」を開催することで、世界遺産の価値や理念を広く普及啓発しながら、地域の活性化やにぎわいの創出による県南エリアへの誘客促進に努めてまいります。また、観光PR動画やSNSを活用して、平泉町の魅力や観光資源を積極的に情報発信し、認知度の向上にさらに努めてまいります。

教育旅行の誘致につきましては、説明会や商談会、学校訪問を通じて地域間の連携を深め、県境を越える広域観光連携ネットワークを構築するなど、教育旅行者の増加を目指した取り組みを展開してまいります。

滞在型観光の推進につきましては、世界遺産、世界かんがい施設遺産、日本遺産、日本農業遺産の4つの遺産を有する強みを最大限に生かし、観光資源として積極的に活用してまいります。また、体験型観光コンテンツを充実させることで、滞在時間と観光消費額の増加を図りながら、町内観光事業者と連携した新たな周遊ルート等の構築を検討してまいります。

二次交通の充実につきましては、町内での周遊観光の利便性を高めるため、交通事業者との連携を図りながら、巡回バス「るんるん」や語り部タクシーを効果的に運用するとともに、平泉観光協会の協力の下、レンタサイクルの拡充も図ってまいります。

インバウンド対応につきましては、台湾を中心とした海外へのプロモーションを継続して行うほか、国際交流員による国際理解の醸成と多言語による情報発信を進めるとともに、町内の観光案内看板を改修することで、海外からの観光客の受入れ体制を充実させてまいります。

国際交流につきましては、中国・天台県との相互訪問及びドイツ・シュパイヤー市との訪問団の受入れを通じて幅広い交流を積み上げ、さらなる友好関係の構築と交流人口の拡大を図ってまいります。

商工業の振興につきましては、エネルギー価格や物価の高騰、さらには人件費の高騰などの影響を受けている事業者の状況を注視し、平泉商工会等と支援体制の連携を図りながら、必要な支援策を実施してまいります。

地域商店への支援につきましては、中小企業振興資金の融資制度による利子補給と魅力あふれる商店づくり支援事業を継続し、販売意欲と個店の売上げの向上による地域経済の活性化につなげる取り組みを支援してまいります。

また、空き店舗等の対策として、店舗の改修工事や設備更新に係る費用の一部を支援するための補助金制度を拡充して利用促進を図ってまいります。特に中尊寺通りの再生・活性化に向けて、新規開店を希望する企業者や事業者とのマッチングなど、空き店舗の解消に向けた取り

組みを強化してまいります。

さらに町内での起業者や事業承継者に対する切れ目のない支援を引き続き実施してまいります。また、地域企業経営強化支援事業により事業規模の拡大と雇用の創出を支援するとともに、特産品開発支援事業や取引支援促進事業による販路開拓や新商品の開発、サービス提供等を引き続き支援してまいります。

企業誘致につきましては、新たな工業団地造成の検討と候補となる用地を企業へ周知するとともに、隣接する国道4号の4車線化の実現に向けた取り組みを進め、若者の雇用の創出に向けた環境の整備を目指してまいります。また、誘致企業が安定した生産活動を行えるよう、増設等に対して補助金を交付するなどフォローアップを行ってまいります。

国際リニアコライダーの誘致につきましては、雇用の創出や産業の活性化等への波及効果が見込まれるため、「I L C実現建設地域期成同盟会」をはじめ関係機関と連携し、引き続き政府への要請行動等に取り組んでまいります。

雇用対策につきましては、商工会やハローワーク等の関係機関と連携・情報共有しながら、企業訪問や企業懇談会等を通じて、企業の動向ニーズの把握に努めるとともに、町広報での町内事業所の紹介や、若者等人材育成支援事業及び移住定住促進家賃支援事業により、地域雇用と地元就労者を支援してまいります。また、一関市、平泉町及び岩手労働局との地域雇用対策協定に基づき、広域的な連携により就業促進と地元定着を図るとともに、町シルバー人材センターへの運営費補助等を継続しながら、高齢者の雇用確保に努めてまいります。

地域防災力の強化・充実ににつきましては、運用開始以来、初めて発表された「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を踏まえ、大型地震や自然災害に備えた防災・減災対策の一層の充実を図るため、防災マップの活用促進、避難所運営訓練の実施、救援物資の計画的な配備及び充実に取り組んでまいります。

また、近年各地で発生し、大規模化する林野火災への対応として、本年1月に新設された「林野火災注意報・林野火災警報」の運用について、自主防災組織等を対象とした防災セミナー等を通じ、町民への周知徹底を図るとともに、消防団、婦人消防協力隊などの消防関係機関と連携しながら、火災予防体制の強化に取り組んでまいります。

交通安全対策につきましては、関係機関と連携を図りながら、死亡事故ゼロ日の継続など、交通事故のない安全なまちの実現に向けて取り組んでまいります。特に、運転免許証を返納された高齢者に対する公共交通の利用を支援する助成金事業を継続して実施するほか、道路交通法の改正による自転車運転時のルール周知に取り組んでまいります。

災害時における要援護者への支援につきましては、関係機関や民生委員・児童委員、地域団体等の理解と協力を得ながら、引き続き要支援者名簿の更新と見守り支援を行ってまいります。また、要支援者に対する個別避難計画の作成につきましても、引き続き地域団体等との連携協力を図りながら、計画作成件数の増加に向けて取り組んでまいります。

災害時における災害ボランティアセンターの設置につきましては、災害ボランティアの対応など、社会福祉協議会と連携し、研修や訓練等を実施してまいります。

河川等の管理につきましては、重要河川荒川の浚渫を実施し、河川の機能維持や災害防止に努めてまいります。

道路の整備につきましては、道路の安全性や利便性の向上を図るため、町道大佐3号線を含む町道樋の沢大佐線及び町道衣関線の継続と、新たに町道滝の沢林線を実施するとともに、道路舗装及び橋梁修繕を計画的に進め、舗装道路の効率的な維持管理と橋梁の修繕コストの縮減を進めてまいります。また、主要地方道一関北上線の早期改良整備を図るため、県に協力をしております。

水道事業につきましては、有収率の向上、事務経費及び維持管理費の縮減等に取り組み、安全・安心な水の安定供給に努めるとともに、水道基本計画に基づき、持続可能な水道経営に努めてまいります。

下水道事業につきましては、新たな使用料体系による収益の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理及び経費の縮減に努め、経営の質と効率性の向上に取り組んでまいります。

上下水道事業の広域連携につきましては、持続可能な事業運営を確保するため、引き続き検討を進めてまいります。

合併処理浄化槽の設置につきましては、引き続き支援してまいります。

住宅の整備につきましては、木造住宅耐震支援事業やバリアフリー住宅改修事業、住宅・建築物省エネ改修推進事業を引き続き実施してまいります。

町営住宅につきましては、高田前団地の水洗化工事を引き続き実施するとともに、移住の促進や町営住宅ストックの有効活用を図るため、平泉お試し居住体験事業等を引き続き実施してまいります。

スマートインターチェンジ周辺の土地利用につきましては、開発の主体となる民間事業者と引き続き連携を密にし、昨今の建築費高騰による影響なども含めて情報交換や協議を行うとともに、地権者等への情報提供に努め、商業施設や遊具を備えた公園の整備も含めた開発計画の具体化を進めてまいります。

コミュニティバスにつきましては、利用者からの意見や要望の聴取に努め、生活に必要な移動手段となるよう引き続き運行してまいります。

公共交通体系の維持につきましては、平泉町地域公共交通会議において実態や課題を共有し、交通事業者や関係団体が一体となって公共交通の利用促進や効率的な運行に努め、持続可能な公共交通網の形成を図ってまいります。

自然環境及び生活環境の保全につきましては、町民への環境保全に関する啓発や広報活動を行うとともに、地域での環境保全活動の推進を図ってまいります。

エネルギー施策の推進につきましては、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとすることを目標に、町民や事業者と連携した取り組みを進めるとともに、地球温暖化対策実行計画、区域施策編を策定し、計画的に施策を推進してまいります。また、電気料金や燃料費の高騰を踏まえ、住宅用新エネルギー設備の設置に対する補助を継続してまいります。

一般廃棄物処理につきましては、関係機関と連携を図りながら、ごみの分別収集の徹底と減

量化、不法投棄の監視強化等による廃棄物の適正処理を推進し、循環型社会の構築に向けて取り組んでまいります。また、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等につきましては、一関市及び一関地区広域行政組合と連携して整備を進めてまいります。

放射線対策につきましては、町民の安全で安心な生活を確保する観点から放射線の測定調査を継続するとともに、東京電力に対しては、放射線対策に係る損害賠償請求を行ってまいります。

空き家対策につきましては、平泉町空き家等対策計画に基づき、所有者などに適正管理や利活用の働きかけを行い、空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に推進してまいります。また、地域おこし協力隊員を引き続き配置して相談窓口の一本化を図るとともに、相談受付フォームの活用や、空き家・空き地バンクポータルサイトの運用、空き家相談会等を行いながら、空き家の利活用をさらに促進してまいります。

自治体D Xの推進につきましては、行政サービスの効率化と利便性の向上を図るため、引き続きマイナンバー制度の普及啓発を推進するとともに、マイナンバーカードを利用した行政サービスの利用促進及びオンラインによる行政手続の普及に向けて取り組んでまいります。また、岩手県電子申請サービスの共同利用の促進も並行して進め、電子申請項目の拡大に努めてまいります。

情報セキュリティ対策につきましては、町が保有する情報資産の機密性、安全性及び可用性を維持するため、平泉町情報セキュリティポリシーを改定し、運用の徹底と教育訓練、定期監査等を強化してまいります。

景観の保全・整備につきましては、平泉の文化遺産などの歴史文化的景観や豊かな自然と美しい景観を守り、次世代へ継承するため、平泉の自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例と平泉町屋外広告物条例の周知を図り、町民、地域及び企業等が一体となって世界遺産のまちにふさわしい景観の保持に努めてまいります。

景観形成に関わる補助制度につきましては、屋外広告物の改修や和風建築物の新築等に対し、引き続き実施してまいります。

景観計画につきましては、現在見直しへ向けた課題の収集を進めておりますので、それらを整理し、改定案の作成を進めてまいります。

子どもの教育の充実につきましては、変化の激しい時代を生きる子どもたちに必要な「生きる力」を育むため、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和のとれた教育を推進してまいります。そのために、既存の教材に加え、I C Tを効果的に活用することにより、個別最適な学びと協働的な学びの充実を図るとともに、幼児教育と学校教育の連携を一層強化し、子どもたち一人ひとりの学びの状況を把握しながら、発達段階に応じた切れ目のないきめ細やかな指導を進め、誰一人取り残すことのない教育の実現を目指してまいります。

生涯学習・社会教育の推進につきましては、学習交流施設を拠点として、幅広い世代が集い、多様な学習・文化活動を通じて、人と人、人と地域がつながるにぎわい交流拠点都市の機能充実を図るとともに、学びの成果が地域づくりにつながる環境整備を進めてまいります。

あわせて平泉学を軸とした学習や体験活動を通じて郷土への理解と愛着を育み、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進によって、家庭・学校・地域が相互に支え合いながら、地域ぐるみで人を育てる体制づくりに取り組んでまいります。

生涯スポーツの推進につきましては、町民一人ひとりがスポーツに親しめるよう関係団体と連携し、性別や障害の有無にかかわらず、誰もが楽しみながら健康づくりに取り組める環境を整えるとともに、それぞれのライフステージに応じてスポーツに親しむことができる機会の充実を図り、生涯にわたるスポーツ活動の充実に努めてまいります。

平泉の文化遺産につきましては、令和8年度世界遺産登録15周年を迎えることから、平泉の理念とその価値や魅力を国内外に広くアピールするため様々な事業を展開してまいります。また、「ひらいずみ遺産」を中心とした文化観光の推進に向けて、展示施設の多言語化や映像更新により、周辺の文化施設との周遊促進に取り組んでまいります。世界遺産の拡張登録につきましては、岩手県とともに、柳之御所遺跡の推薦に向けた取り組みを推進してまいります。

文化財につきましては、無量光院跡の復元整備と旧観自在王院庭園の再整備に向けた内容確認調査を推進し、史跡の保存と活用を図ってまいります。

本町は昨年、町村合併70周年を迎えました。この節目に際し、若者の「未来づくり会議」や中学生の「ひかり未来会議を」初めて開催いたしました。若者の発想や行動が大きな原動力になると確信したので、若者が自らまちづくりに関われる仕組みを一緒に考えながら、住み続けたい、戻ってきたいと思えるような取り組みを着実に進め、「持続可能なまち」を目指してまいります。

町民総参加の「チーム平泉」の力をさらに高め、施策の実現に向けて邁進してまいりますので、皆様のお力添えをお願いいたしますとともに、今後も忌憚なくたくさんのご意見等をお寄せください。

今回提案いたしました令和8年度平泉町一般会計予算・特別会計予算・企業会計予算並びにその他の議案につきまして、議員各位のご理解とご協力、そして町民の皆様の町政へのご参画を心からお願い申し上げまして、私の施政方針の表明といたします。

令和8年3月4日、平泉町長、青木幸保。

議 長（高橋拓生君）

これで令和8年度、町長施政方針演述を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時18分

議 長（高橋拓生君）

再開いたします。

日程第4、令和8年度、教育行政方針演述を行います。

教育長、登壇願います。

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

本日ここに、令和８年平泉町議会定例会３月会議が開催されるにあたり、令和８年度の教育行政施策について所信の一端を述べ、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

初めに、世界は今、気候変動等による環境問題や緊張化する国際情勢など、様々な課題に直面しております。

また、我が国においても、少子高齢化に伴う労働人口の減少や国際情勢の不安定化に伴う経済の悪化、能登半島地震や昨年発生した大船渡市林野火災のような甚大な自然災害など、先行きの不透明な諸課題が山積しております。

このような時代において、一人ひとりの豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展を実現するためには、社会課題に立ち向かい未来を切り開く「社会の担い手づくり」が急務であり、教育への期待がますます高まっています。

新しい年度を迎え、平泉町では、「過去に学び、今を見つめ、未来を考える」全世代による平泉学を中心に据え、先人が築き上げ継承してきた歴史や思いを踏まえつつ、今まで以上に平和で持続可能な社会を目指した教育活動を推進してまいります。

また、学校運営協議会「コミュニティ・スクール」を中心とした地域、保護者、学校との協働による学校づくりや持続可能な教育、ＩＣＴによる学習活動の推進など、今日的な教育課題や町独自の視点を明確にしながら、特色ある教育活動を推進してまいります。さらに、適応支援教室「カラフル」を中心に不登校児童生徒への細やかな対応や、悩みを抱える保護者への相談等を充実させながら、誰一人取り残されることのない支援体制の充実を図ります。

本年度も「平泉町教育大綱」に掲げます「一人ひとりが輝き、幸せを実感できるまちの実現」に向かい、家庭・学校・地域・行政が連携し、世代を超えて学び続けるまちづくりを推進し、さらなる町教育の発展を目指してまいります。

以下、教育行政各分野の重点施策の概要について申し述べます。

第一に、「生きる力を育む学校教育の推進」についてです。

社会情勢や技術の進展などにより、先行きが見通しにくい現代社会において、子どもたちが自ら考え、判断し、よりよく生きていくためには、「確かな学力（知）」「豊かな心（徳）」「健やかな体（体）」のバランスの取れた教育が一層重要となります。

平泉の子どもたちが将来にわたり地域や社会で活躍できるよう、「生きる力」の育成を柱として、以下の４点を重点施策として推進してまいります。

第１点目「確かな学力の育成」につきましては、学習指導要領の趣旨を踏まえ、基礎的・基本的な知識や技能の定着を図るとともに、思考力・判断力・表現力、学びに向かう力や人間性等を総合的に育むことを目指してまいります。そのために、既存の教材に加え、ＩＣＴ機器を効果的に活用し、一人ひとりの学習状況に応じた個別最適な学びを進めるとともに、話し合いや協働的な学びを通して子どもたちが主体的に課題を発見し、学びを深める学習活動を展開して

まいります。

また、子どもたちを継続して見守ることのできる地域の特性を生かし、幼児教育と学校教育の連携を一層強化し、子どもたち一人ひとりの学びの状況を丁寧に把握することで、発達段階に応じた切れ目のないきめ細やかな指導を行い、誰一人取り残すことのない教育の推進に努めてまいります。

英語教育につきましては、中学生への英語検定全額補助や英語教育推進員・外国語指導助手（ALT）の配置を引き続き行い、国際化が進む社会で必要とされるコミュニケーション能力の育成を図ってまいります。

第2点目「豊かな心の育成」につきましては、平泉学を軸とした地域の特色ある学びや体験を通じて、郷土への理解と愛着を深めるとともに、豊かな人間性や社会性を育む教育を推進してまいります。

また、学校教育全体を通じて行う道徳教育の充実により、自己肯定感を高め、多様な価値観を尊重する心を育成してまいります。特に、「いじめは絶対に許されない」という強い認識の下、学校の実情に応じた組織的な対応を進め、関係機関との連携を図りながら、いじめの未然防止と早期発見、適切な対応に努め、子どもたちが安心して学校生活を送ることのできる環境づくりを進めてまいります。

第3点目「健やかな体の育成」につきましては、子どもたちが自らの健康に関心を持ち、運動、食事、生活習慣について理解を深める教育を進めてまいります。特に、日常の体育活動や部活動等を通して、楽しみながら体を動かす機会を確保し、運動習慣の定着を図るとともに、生涯の健康づくりに努めてまいります。また、デジタル機器の使用時間や姿勢等にも配慮した指導を行い、規則正しい生活習慣の定着を促進してまいります。

さらに、食育の推進にも力を入れ、地域の特産品であるメロンやりんごの栽培学習等を通じて、食材の生産過程や地域の自然・産業への理解を深めるとともに、地場産品を取り入れた給食の提供を通じて、食への感謝と主体的に考える力を育む機会を提供してまいります。

第4点目「個に応じた教育の推進」につきましては、全ての子どもたちが安心して学び成長できるよう、一人ひとりの特性や状況に配慮した指導と支援の充実を図ってまいります。

特別な支援を必要とする子どもたちに対しては、個別の支援体制を整えるとともに、不登校の子どもたちには、適応支援教室「カラフル」などを活用した支援を行ってまいります。

また、柔軟な教育活動を通じて学校と家庭、地域との連携を深め、それぞれが多様性を認め、お互いの価値を尊重し合い、子どもたち一人ひとりが自分らしく成長できるよう努めてまいります。

第二に、「子どもの暮らしと学びを育てる家庭教育力の向上」についてです。

子どもの基本的な生活習慣と豊かな人間性を育み、社会で生きていく力を身につける基盤である家庭の教育力向上を図るため、以下の3点を重点施策として推進してまいります。

第1点目「子育てのための学び合いと仲間づくり」につきましては、学校との連携によってニーズや課題を明確に捉え、保護者同士が子育ての仲間として知識や経験を共有し、共に成長

できる学びの機会を提供してまいります。

また、地域に見守られながら、安心して家庭で教育ができるよう、きめ細やかな情報発信を行ってまいります。

第2点目「情報化社会における生活習慣づくり」につきましては、情報の受け取り方や発信、他者への配慮など、子どもと保護者が情報モラルを正しく理解する学習機会を充実させ、情報化が進展する社会で適切に判断できる力の育成に努めてまいります。

さらにコミュニティ・スクールを通じて、地域社会で使用に関する基本的ルールを共有し、各家庭における実践と望ましい生活習慣の形成に取り組んでまいります。

第3点目「家庭と地域と学校とのつながりづくり」につきましては、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進することで、保護者、地域、学校が相互につながり、関わり合いながら、地域ぐるみで子どもの成長を支える活動を展開してまいります。

第三に、「つどい・学び・つながる社会教育の充実」についてです。

誰もが主体的に学習し、その成果を分かち合い、ともに学び成長していくことを活力ある地域コミュニティの形成につなげていくため、以下の3点を重点施策として取り組んでまいります。

第1点目「学習交流施設を活用した学びと交流の促進」につきましては、学習交流施設「エピカ」を活用し、幅広い世代が集い、多様な学習・文化活動を通じ、人と人、人と地域がつながるにぎわい交流拠点の機能充実を図ってまいります。

第2点目「地域課題を考え合う学びの場づくり」につきましては、平泉学やコミュニティ・スクール等を起点として、地域住民が地域を知り、理解するための機会を継続的に提供することで、地域への愛着と誇りを育み、地域とともに行動することができる人材の育成に取り組んでまいります。

第3点目「ライフステージに応じた生涯スポーツの振興」につきましては、町民一人ひとりがライフステージに応じ、生涯にわたってスポーツを楽しめるよう、社会体育施設及び学校開放施設の環境整備を推進してまいります。

また、平泉町スポーツ協会やスポーツ推進委員と連携し、町民が日常的にスポーツに親しむ機会を充実させ、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、誰もがスポーツに親しみ、楽しむことができる環境づくりに努め、生涯スポーツの振興を図ってまいります。

第四に、「過去に学び、今を見つめ、未来を考える「全世代型平泉学」」についてです。

世代を超えた学び合いによって、郷土への愛着と誇りを育み、町民一人ひとりが連携・協力して未来を切り開く持続可能なまちづくりを推進するため、以下の2点を重点施策として取り組んでまいります。

第1点目「幼保小中で取り組む系統的な平泉学」につきましては、子どもたちの発達段階に応じた学習プログラムを実践し、地域との関わりを通じた主体的な学びを促進することで、郷土に愛着と誇りを持ち、将来の自分について考え、町の未来を考えていく人材の育成に取り組んでまいります。

第2点目「世代を超え、地域で学ぶ平泉学」につきましては、子どもと大人がともに地域を探究する学習活動を全世代型平泉学として推進し、世代を超えたつながりを生み出すことで、次世代へと続く持続可能な地域コミュニティの構築を目指してまいります。

また、平泉学を軸にコミュニティ・スクールを推進することにより、町の将来を担う人材を地域全体で育む土壌づくりに取り組んでまいります。

第五に、「文化遺産の継承と芸術文化の振興」についてです。

町の豊かな歴史や文化を守り、次世代への継承と芸術文化に親しみ、創造できる環境づくりに向けて、以下の4点を重点施策として取り組んでまいります。

第1点目「文化遺産の価値を学び、守る人材の育成」につきましては、町内に伝わる貴重な文化財や歴史文化を学び、文化財愛護の精神を育むため、各種事業を通じ郷土への愛着と誇りの醸成を図ってまいります。

また、今年度、世界遺産登録15周年と中尊寺落慶供養900年の節目の年となることから、関連した様々な催しを開催し、世界遺産の価値や理念の普及を推進してまいります。さらに、柳之御所遺跡の世界遺産拡張登録については、岩手県と連携し、事前評価申請書の作成を進めてまいります。

第2点目「多様な文化活動を活用したまちづくり」につきましては、誰もが生きがいを持って活躍できる魅力あるまちづくりを推進するため、芸術文化に触れる機会の創出などの活動を推進してまいります。

また、民俗芸能につきましては、伝承活動の振興を図るため、各団体と連携し、後継者育成や団体活動の支援を努めてまいります。

第3点目「文化財の調査・研究の推進」につきましては、発掘調査の研究成果を現地説明会などによる公表や広報等へ掲載しながら、分かりやすく情報発信してまいります。

また、埋蔵文化財包蔵地内の開発行為等につきましては、事業者と事前協議による調整を図りながら、適切な記録保存に取り組んでまいります。さらに、無量光院跡につきましては、復元整備と環境周辺の保存修理を推進してまいります。

第4点目「文化遺産を生かした地域振興」につきましては、ひらいずみ遺産を中心とした文化観光に取り組み、地域の魅力を伝えるとともに、保存活用と一体となった地域振興を推進してまいります。

また、歴史的な関わりも深く交流協定を締結した山形県酒田市、紫波町との相互交流を推進し、地域の活性化を図ってまいります。

以上、基本的な考え方と施策の対応について申し上げましたが、町民の負託に応えられるよう努力してまいりますので、議員の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

令和8年3月4日、平泉町教育委員会教育長、吉野新平。

議長（高橋拓生君）

これで令和8年度教育行政方針演述を終わります。

議 長（高橋拓生君）

日程第 5、議案第 3 号から日程第 21、議案第 19 号まで、条例案件の 6 件、事件案件 4 件、補正予算案件 7 件、以上合計 17 件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、条例案件 6 件、事件案件 4 件、補正予算案件 7 件、合計 17 件につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、条例案件 6 件につきましてご説明申し上げます。

議案書 3 ページをお開き願います。

議案第 3 号、平泉町浄土の拠点施設設置条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由であります、平泉町浄土の拠点施設利用料金の限度額を改定するため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、議案書 4 ページをお開き願います。

議案第 4 号、平泉町職員定数条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由であります、町立幼稚園の認定こども園への移行に伴い、教育委員会部局の職員定数を見直すため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、議案書 5 ページをお開き願います。

議案第 5 号、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由であります、国、岩手県及び県内市町村の特別職の給与に関する取扱いの状況を踏まえ、特別職の職員における期末手当の支給割合の改定を行うこと及び認定こども園の設置に伴い特別職の職名を改めるため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、議案書 6 ページをお開き願います。

議案第 6 号、平泉町町税条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由であります、9 ページに記載のとおり、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の公布に伴い、国民健康保険税の納税義務者に対して、子ども・子育て支援納付金を課税するため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、議案書 10 ページをお開き願います。

議案第 7 号、平泉町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例でございます。

提案理由であります、22 ページに記載のとおり、子ども・子育て支援法の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、議案書 23 ページをお開き願います。

議案第 8 号、西行桜の森施設条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でありますが、施設運営費の増加に伴い、使用料を改定するため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

続きまして、事件案件4件につきましてご説明申し上げます。

議案書24ページをお開き願います。

議案第9号、第6次平泉町総合計画後期基本計画の策定に関し議決を求めることについてでございます。

提案理由でありますが、第6次平泉町総合計画前期基本計画の計画期間が令和7年度をもって終了することに伴い、新たに令和8年度から令和12年度までを計画期間とする第6次平泉町総合計画後期基本計画を策定しようとするものでございます。

次に、議案書25ページをお開き願います。

議案第10号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定に関し議決を求めることについてであります。

提案理由でありますが、戸河内辺地における公共的施設の整備を促進するため、当該辺地に係る総合整備計画を策定しようとするものでございます。

次に、議案書27ページをお開き願います。

議案第11号、一関地区広域行政組合格約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてでございます。

提案理由でありますが、一関地区広域行政組合が共同処理している介護保険法に規定する事務を変更し、及び旧伝染病隔離病舎の管理に関する事務を廃止するため、規約を変更することの協議に関し議決を求めようとするものでございます。

次に、議案書29ページをお開き願います。

議案第12号、一関市市道の認定の承諾に関し議決を求めることについてでございます。

提案理由でありますが、一関市の市道認定に当たり、路線の一部が本町の区域内に係ることから、その認定の承諾に関し議決を求めようとするものでございます。

続きまして、補正予算案件7件につきましてご説明申し上げます。

議案書31ページをお開き願います。

議案第13号、令和7年度平泉町一般会計補正予算（第10号）でございます。

令和7年度平泉町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,232万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億4,845万4,000円としようとするものでございます。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

次に、議案書87ページをお開き願います。

議案第14号、令和7年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

令和7年度平泉町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,226万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1,300万5,000円としようとするものでございます。

次に、議案書99ページをお開き願います。

議案第15号、令和7年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和7年度平泉町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ746万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,843万円としようとするものでございます。

次に、議案書105ページをお開き願います。

議案第16号、令和7年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第3号）でございます。

令和7年度平泉町の健康福祉交流館特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,266万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,713万円としようとするものでございます。

次に、議案書113ページをお開き願います。

議案第17号、令和7年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第4号）でございます。

令和7年度平泉町の町営駐車場特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ424万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,160万8,000円としようとするものでございます。

次に、議案書123ページをお開き願います。

議案第18号、令和7年度平泉町下水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

第1条、令和7年度平泉町下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和7年度平泉町下水道事業会計予算（第3条）に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款下水道事業収益106万4,000円の減。

第1項営業収益20万円。

第2項営業外収益126万4,000円の減。

支出、第1款下水道事業費用、第1項営業費用106万4,000円の減。

第3条、予算第4条本文括弧書きを（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8,743万円は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額168万3,000円、過年度分損益勘定留保資金2,629万7,000円、当年度分損益勘定留保資金5,945万円で補填するものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正しようとするものとさせていただきます。

収入、第1款下水道事業資本的収入121万1,000円の減。

第1項企業債120万円の減。

第3項国庫補助金1万1,000円の減。

124ページでございます。

支出、第1款下水道事業資本的支出126万円の減。

第1項建設改良費116万4,000円の減。

第2項企業債償還金9万6,000円の減。

第4条、予算第6条に定めた企業債の額を次のとおり改めようとするものとさせていただきます。

限度額が変更となる事業につきましては、起債の目的別に申し上げます。

流域下水道事業債につきましては、変更前の限度額690万円を変更後の限度額660万円に、農業集落排水事業債につきましては、変更前の限度額1,050万円を970万円に、資本費平準化債につきましては、変更前の限度額5,890万円を5,880万円にそれぞれ変更しようとするものとさせていただきます。

利率につきましては、全ての事業において、変更前の利率3.0%以内、変更後の利率5.0%以内に変更しようとするものとさせていただきます。起債の方法、償還の方法につきましては、変更前と同じでございます。

第5条、予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を1億3,177万8,000円に改めようとするものとさせていただきます。

次に、議案書133ページをお開き願います。

議案第19号、令和7年度平泉町水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

第1条、令和7年度平泉町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和7年度平泉町水道事業会計予算（第3条）に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業収益176万4,000円。

第1項営業収益99万6,000円。

第2項営業外収益76万8,000円。

第2款簡易水道事業収益494万6,000円。

第1項営業収益200万円。

第2項営業外収益294万6,000円。

支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用384万1,000円。

第2款簡易水道事業費用、第1項営業費用361万9,000円。

第3条、予算第4条本文括弧書きを（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額9,816

万2,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,525万1,000円、建設改良積立金1,000万円、過年度分損益勘定留保資金6,291万1,000円で補填するものとする。)に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正しようとするものでございます。

134ページをお開き願います。

収入、第1款水道事業資本的収入114万6,000円の減。

第1項企業債40万円の減。

第2項負担金24万6,000円の減。

第3項出資金50万円の減。

第2款簡易水道事業資本的収入1,522万2,000円の減。

第1項企業債1,110万円の減。

第2項負担金412万2,000円の減。

第4条、予算5条に定めた企業債の額を次のとおり改めようとするものでございます。

限度額が変更となる事業につきましては、起債の目的別に申し上げます。

水道建設改良事業につきましては、変更前の限度額1億1,630万円を変更後の限度額1億1,590万円に、簡易水道建設改良事業につきましては、変更前の限度額1億1,400万円を1億290万円にそれぞれ変更しようとするものでございます。

利率につきましては、全ての事業において、変更前の利率3.0%以内を変更後の利率5.0%以内に変更しようとするものでございます。起債の方法、償還の方法につきましては、変更前と同じでございます。

135ページをお開き願います。

第5条、予算第8条に定めた経費の金額は、次のように改めようとするものでございます。

第1号、職員給与費既決予定額3,297万6,000円、補正予定額19万4,000円、計3,317万円。

以上、提案をいたします。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（高橋拓生君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

議案第3号から議案第19号まで、ただいま説明のあった議案につきましては、最終日の本会議で担当課長の補足説明を求め、議決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号から議案第19号まで、条例案件6件、事件案件4件、補正予算案件7件につきましては、最終日の本会議で議決することに決定いたしました。

議長（高橋拓生君）

日程第22、発議第1号、平泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を

改正する条例を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

9 番、佐藤孝悟議員。

9 番（佐藤孝悟君）

発議第1号、令和8年3月4日、平泉町議会議長、高橋拓生様。

提出者、平泉町議会議員、佐藤孝悟。

賛成者、平泉町議会議員、大友仁子議員、升沢博子議員、三枚山光裕委員、氷室裕史議員であります。

平泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第2項の規定により提出します。

2ページをお開き願います。

平泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の改正内容の説明をいたします。

第5条、第2項中「100分の172.5」を「100分の175」に改めるものです。

この条例は令和8年4月1日から施行するものです。

提出の理由でございますが、国の特別職の例や県内町村の支給状況を踏まえ、議員の期末手当の改定を行うものとするものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで提出者の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま提出のありました発議第1号につきましては、最終日の本会議で質疑、討論を行い、議決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号につきましては、最終日の本会議で議決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

議 長（高橋拓生君）

それでは、再開いたします。

日程第23、議案第20号から日程第29、議案第26号まで、令和8年度一般会計予算及び特別会計予算並びに下水道事業会計予算、水道事業会計予算、合計7件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、令和8年度各会計当初予算案件7件につきまして、ご説明申し上げます。

令和8年度平泉町一般会計、特別会計、下水道事業会計、水道事業会計予算書の1ページをお開き願います。

議案第20号、令和8年度平泉町一般会計予算でございます。

令和8年度平泉町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ54億4,400万円と定めようとするものでございます。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間、限度額は、「第2表 債務負担行為」によるものでございます。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」によるものでございます。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6億円と定めようとするものでございます。

歳出予算の流用。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めようとするものでございます。

第1号、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

次に、予算書151ページをお開き願います。

議案第21号、令和8年度平泉町国民健康保険特別会計予算でございます。

令和8年度平泉町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億5,000万円と定めようとするものでございます。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000万円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

次に、予算書177ページをお開き願います。

議案第22号、令和8年度平泉町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

令和8年度平泉町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,150万円と定めようとするものでございます。

次に、予算書189ページをお開き願います。

議案第23号、令和8年度平泉町健康福祉交流館特別会計予算でございます。

令和8年度平泉町の健康福祉交流館特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,340万円と定めようとするものでございます。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000万円と定めようとするものでございます。

次に、予算書201ページをお開き願います。

議案第24号、令和8年度平泉町町営駐車場特別会計予算でございます。

令和8年度平泉町の町営駐車場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,600万円と定めようとするものでございます。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000万円と定めようとするものでございます。

次に、予算書221ページをお開き願います。

議案第25号、令和8年度平泉町下水道事業会計予算でございます。

第1条、令和8年度平泉町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号、汚水処理戸数1,263戸。

第2号、年間総処理水量37万2,225立方メートル。

第3号、1日平均処理水量1,020立方メートル。

第4号、主要な建設改良事業、ア、管渠及び処理場整備費2,946万5,000円、イ、流域下水道施設建設負担金412万2,000円。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入といたしまして、第1款下水道事業収益2億8,128万4,000円。

支出といたしまして、第1款下水道事業費用2億8,108万4,000円でございます。

222ページでございます。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めようとするものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8,708万円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額305万3,000円、過年度分損益勘定留保資金2,529万3,000円、当年度分損益勘定留保資金5,873万4,000円で補填するものでございます。

収入といたしまして、第1款下水道事業資本的収入1億4,239万6,000円。

支出といたしましては、第1款下水道事業資本的支出2億2,947万6,000円でございます。

債務負担行為。

第5条、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

公共下水道排水設備設置資金の融資に伴う利子補給、同じく融資に係る損失補償につきまして、期間はそれぞれ令和9年度から令和13年度まで、限度額は利子補給20万円、損失補填500万円でございます。

223ページでございます。

企業債。

第6条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定めようとするものでございます。

起債の目的。

公共下水道事業債につきましては、限度額780万円、流域下水道事業債、限度額400万円、農業集落排水事業債、限度額430万円、資本費平準化債、限度額5,670万円でございます。

起債の方法は、それぞれ証書借入または証券発行とし、利率はそれぞれ5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償還の方法は、それぞれ借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還または低利に借換えることができる。

一時借入金。

第7条、一時借入金の限度額は、3億円と定めようとするものでございます。

予定支出の各項の経費の金額の費用。

第8条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めようとするものでございます。

第1号、第9条に定める経費以外の同一款内の間の流用。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。

第9条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、また、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号、職員給与費1,057万円。

他会計からの補助金。

第10条、下水道事業の運営に充てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1億1,932万1,000円でございます。

次に、予算書257ページをお開き願います。

議案第26号、令和8年度平泉町水道事業会計予算でございます。

第1条、令和8年度平泉町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号、給水戸数2,983戸。

第2号、年間総給水量91万1,000立方メートル。

第3号、1日平均給水量2,496立方メートル。

第4号、主要な建設改良事業、ア、一般改良事業費1億8,158万4,000円、イ、設備改良事業費3,968万3,000円。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めようとするものでございます。

収入といたしまして、第1款水道事業収益1億6,269万8,000円、第2款簡易水道事業収益1億2,768万1,000円。

258ページでございます。

支出といたしまして、第1款水道事業費用1億5,976万円、第2款簡易水道事業費用1億1,867万円1,000円でございます。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めようとするものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億1,800万5,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,477万1,000円、建設改良積立金1,000万円、過年度分損益勘定留保資金9,323万4,000円で補填するものでございます。

収入といたしまして、第1款水道事業資本的収入1億515万3,000円、第2款、簡易水道事業資本的収入1億160万円。

259ページでございます。

支出といたしまして、第1款水道事業資本的支出1億6,844万8,000円、第2款簡易水道事業資本的支出1億5,631万円でございます。

企業債。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定めようとするものでございます。

起債の目的。

水道建設改良事業につきましては、限度額7,740万円、簡易水道建設改良事業、限度額5,160

万円でございます。

起債の方法は、それぞれ証書借入とし、利率はそれぞれ5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とするものでございます。

償還の方法は、それぞれ買入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還または低利に借換えすることができる。

一時借入金。

第6条、一時借入金の限度額は、1億円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、第8条に定める経費以外の同一款内の間の流用。

260ページでございます。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。

第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、また、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号、職員給与費3,359万4,000円。

第2号、交際費3万円。

他会計からの補助金。

第9条、児童手当支給及び企業債支払利息等の費用に充てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,400万6,000円でございます。

たな卸資産購入限度額。

第10条、たな卸資産の購入限度額は、500万円と定めようとするものでございます。

以上提案いたします。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（高橋拓生君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

本案について、先例によって、議長を除いた全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第20号から議案第26号までの予算案件合計7件については、議長を除いた全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

議長（高橋拓生君）

日程第30、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

第1回目の答弁は、登壇の上、発言願います。

質問、答弁に当たりましては、簡潔明瞭をお願いいたします。

通告1番、高橋伸二議員、登壇、質問願います。

8番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

高橋です。

それでは、早速、質問に入りたいというふうに思いますが、今回は、質疑時間を少しでも多く確保したいという立場から、質問の背景については割愛をして、早速、質問の要旨を申し上げたいというふうに思います。

質問しますのは、地方自治体の公文書と職務遂行義務についてであります。

1つには、町の公文書の意義と、その管理・取扱いにあたり、職員が遵守すべき具体的な義務について伺うものであります。

2つ目は、公文書に関する行政事務を担う職員に求められる、職務遂行義務について前段でお伺いをし、その上で、本年1月23日付で受領しました、町の指定文化財保護事業補助金の申請処理に関する回答がありますが、照会事項に対して行政の説明責任を果たしていないと考えるもので、ただすものであります。

質問は以上です。

議 長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、高橋伸二議員からのご質問にお答えをいたします。

地方自治体の公文書と職務遂行義務についてのご質問がありました。

初めに、町の公文書の意義と、職員が遵守すべき具体的義務についてであります。

公文書は、町が行う行政活動の記録であり、町民の権利、利益の保護、行政の透明性と説明責任の確保、将来の行政執行や歴史的保存に資する極めて重要な行政資源であります。

公文書が適正に作成、管理、活用されることにより、町の業務を継続性と信頼性をもって遂行される町民の皆様からの検証、可能性が確保されます。

次に、職員が公文書の管理・取扱いに際して遵守すべき具体的義務についてであります。

職員は、職務上、作成、受領した公文書を正確かつ明確に作成し、所定の様式及び記録手順に従って保存・管理する義務があります。あわせて、定められた保管期間及び廃棄手続に従い、適切に保存または廃棄することが求められます。

情報公開請求や議会からの照会に対しては、正確な事実に基づき、遅滞なく必要な文書を提示し、分かりやすく説明する義務があります。さらに公文書の改ざんや隠匿の禁止、個人情報等の適正管理、すなわち漏えい防止、目的外利用の禁止を徹底しなければなりません。これらは、個人情報保護法等の関係法令及び町の情報公開条例、個人情報保護条例、文書管理に関す

る規程等、並びに国の公文書管理法の趣旨を踏まえた内部規定に基づく職務上の義務であります。町としても、適正な文書管理の徹底に向け、研修の実施や点検の強化に努めてまいります。

続いて、公文書に関する行政事務を担う職員に求められる職務遂行義務についてであります。行政事務を担う職員には、特に次の点が求められるものと考えております。

第一に、法令順守の義務であります。補助金や資産執行を含む所管事務について、関係法令・要綱・規則等を適切に理解し、これに従って処理する責務がございます。

第二に、誠実かつ慎重な説明義務であります。申請者や関係者に対し制度の趣旨や要件、手続の流れを正確に説明し、誤解を招かないよう留意することが必要であります。

第三に、調査・確認義務であります。判断に際しては、必要な資料の収集・確認、関係部署との調整を行い、恣意のない公正な判断を下すことが求められております。

第四に、迅速性の配慮であり、住民サービスに影響を及ぼす分野では、可能な限り迅速に判断、手続を進める努力が必要であります。

第五に、説明責任の履行であります。判断の根拠や手続の経緯について、議会や住民から求めがあった場合には、整理された記録に基づき、分かりやすく説明することが求められます。

これらの遂行にあたっては、地方公務員法等に定める職務専念義務、服務規律を常に遵守し、信用失墜行為の禁止、公私のけじめ、守秘義務など、基本的なサービスの在り方を堅持することが不可欠であります。

町の公文書の意義と職員の義務並びに公文書に関する行政事務を担う職員の職務遂行義務について申し述べましたが、今後とも適正な文書管理と公正・迅速な事務処理の徹底に努め、町民の皆様の信頼に応える行政運営を進めてまいります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

非常にすばらしい答弁をいただいたわけですが、これから行う質疑の前提としたいと思いますので、4項目ほど冒頭にお伺いをします。

まず1つは、平泉町役場文書取扱規程第25条で、公文書の種類を明示をしていますが、住民が自治体、いわゆる役場に提出する申請書は公文書として位置づけておられますか。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

今、ちょっと手元に見つかりませんでしたけれども、受付した文書については公文書として取り扱い、適切に提出者に対して対応するということが求められるというふうな認識でございます。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

受付した文書というのはどういう意味ですか。

議 長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

例えば補助金申請書とか、そういったもので適切に内容を審査して受付となった時点で公文書というふうな形、もしくはそのような認識でございますが、例えばそれに不備があるとなれば、そこを補填するような形で修正していただいて受け付けるというのが一般的な考えでございます。

議 長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

これは総務省のホームページにも掲載されています。いわゆる地方公務員法に基づいて、職員がその職責上作った文書、あるいは受け取った文書は公文書として取り扱うのだと、このように明確になっているわけです。

なおかつ書類に軽微な不備があった場合の扱いについては、公文書取扱規程のQ＆Aの中で総務省が答えを出しています。そういう軽微な不備があったにしても、受け付けないということとはできないと、このように書いてあるわけです。後ほど触れますけれども。基本的なこと、1つまず分かりました。

2つ目、伺います。

行政手続法第7条、これは申請書が役所に届いたら遅滞なく審査を開始するということを定めていますよね。今、課長最初に答弁したとおりなのです。受け取って審査しなきゃならないということなのです。

それから、町の補助金交付規則第5条、これはそういう申請があった場合に、速やかに交付または不交付の決定を行う義務が定められています。先ほど町長が答えられました、まさに行政法の一般原則である適正手続と公正処理、これをしなければならないということがあるわけですが、先ほどの町長の答弁を含めて、町として、この適正手続と公正処理の義務というのは、どのように理解されていますか。

議 長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

冒頭にございましたとおり、例えば書類に多少の不備があったとしても、速やかにそれを審査、チェックし、その結果といいますか、そういった審査結果につきまして、その申請者に対して通知、もしくは説明するというようなところが必要であるというふうな認識でございます。

議 長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

非常に理想的な回答なのですが、では次伺います。

地方自治体職員のサービスの根本基準が、地方公務員法30条で定められています。この30条というのは義務規程として、公務員は住民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務をし、かつ職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならないと、このように定められています。だからこそ、皆さんは役場職員として採用されたときに宣誓をしているわけですよね。

そこで伺いますけれども、役場職員に善管注意義務は課せられていますか。

議 長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

善管注意義務というお話でございますけれども、いずれ町長の最初の答弁にもございましたとおり、住民の方が不利益を被らないような形で、そういった細心の注意を払って文書の処理でありますとか、説明責任を果たしていくというようなことが我々公務員に求められているというふうな認識でございまして、それを心がけて、常日頃業務を遂行しているということでございます。

議 長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

町の決めている規則の中に、善管注意義務について触れているものがありますか。

議 長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

先ほど地方自治法というか、地方公務員法に定められている趣旨を議員がおっしゃられたとおり、サービス規程の中で、そういった趣旨の内容は規程されておりますけれども、善管注意義務といったような表現ではなくて、同様のその趣旨の細心の注意であるとか、公の立場でいろいろ対応していくというようなことについて定められているというふうな認識で我々は業務に当たっているということでございます。

議 長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

昨年の3月会議だと思うのですが、補助金事業を統括しているのは自分だということで課長答弁されているわけですよね、そういう前置きをしながら。それが議事録に載っているのだけれども。町の補助金交付規則第10条に何て書いていますか。こう書いてあるのです。善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならないと。まさに善管注意義務をもって補助事

業を行えということを言っているのです。これを皆さんしっかり理解していないから、今回私が町長、教育長に対して文書照会をしたことに対する1月23日に出た回答が、行政としての説明責任を果たしていないということを私は言っているのです。後ほど詳しく触れます。そういうことを理解をしていないということをしっかり皆さん方として受け止めて、これからの質疑に対応してください。

最後に4つ目伺います。

これは一般論としてまず伺います。

職員の誤った認識、あるいは職務上の取るべき義務を怠ったと。このことによって、結果として事務処理に誤りがあった場合に、行政が取るべき対応というのはどのようにあるべきですか。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

具体的な話ではないので、一般的なお話で申し上げますと、いろいろ不利益が生じた場合は、例えば金銭的な部分であれば補償といったものが必要でございますが、まずは謝罪といったようなところから始まりまして、その経緯とかいろんな調査を行った上でまず事実確認を行い、その結果として、今の議員のおっしゃられたようなことでございましたら、やはり最終的にはその不利益を被った分の補償を行うというところまで必要であるということでございますし、それに起因する職員の処分といいますか、そういったことについては、やはり善意、悪意があるかどうかにもよるだろうと思います。そこがその職員の知識の不足というようなことであれば、それは町としての責任ということの対応になろうかと思ひますし、それを悪意を持って行った行為であれば、職員自らの責任の所在が職員に及び、それ相応の懲戒処分といいますか、そういったことに及ぶというふうな認識でございます。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

悪意があったとは私は思わないし、処分についてあるべきだということを使うつもりはありません。

今の4つの質問で、そして、先ほどの町長答弁と併せて、公文書に対する町の扱いと職務を適切に遂行しなければならない義務、善管注意義務を含めて基本的な取扱いが明らかになったわけです。その過程の中では、善管注意義務の存在すら知らなかったということも露見をしたわけです。

そこで、質問の本質に入ります。

今回の事象は、町長が先ほど答弁されたような内容で取り扱われていれば生じなかった問題なのです。誤解を招かないように私は冒頭に申し上げておきたいと思うのですが、私これから行う質疑は、行政の透明性と公正性を守るための極めて大切な正当な質疑、追求でありま

す。それは批判ではなくて、行政制度の健全性を守るための指摘と私は位置づけています。その上で、この取り組みは個人ではなくて町民全体の利益を守るための質疑と位置づけて、これから質問させていただきます。

鹿踊り伝承会が昨年6月末に提出した指定文化財保護事業補助金交付申請の処理をめぐって、私は町に対して文書照会をいたしました。それに対する町の回答が1月23日にありました。この回答は、町が定めている補助金交付規則と指定文化財保護事業補助金交付要綱に照らした回答を意図的に避けており、行政の説明責任を果たしていないというふうに私は受け止めています。

今回の件は、単なる事務手続の瑕疵ではなくて、町長答弁と相反する行政法の一般原則である適正手続と公正処理義務を逸脱した行政の根幹に関わる重大な問題だというふうに私は思います。なぜならば、補助金交付規則第5条は、申請があったときは審査をし、補助すべきと認めたときは速やかに交付決定をするものとする、このように明確に定めています。1月23日の回答は、役場が行った事務処理を自己正当化することに終始をしている内容と断言できます。これでは、町民が得ることのできる権利を損なうものであり、行政の信頼を揺るがすものだというふうに言わざるを得ません。

今回の町の対応は、公文書管理、行政手続の原則、補助金制度の運用、予算と補助金の関係といった複数の論点が絡む高度な行政実務上の問題です。1月23日の町の回答が、私の照会事項に誠実に答えていないことから、以下、順にお伺いをいたします。

まず1つ目です。

回答では、申請書の月日の未記載があることを、受理しなかった理由の一つに挙げています。この申請書を受け取る時に、日付は役場の都合に合わせてもいいですよと、このように言われて書類を受理した以上、後から日付がないから受理できないという回答は、当局の全く後づけの理由でしかありません。これでは通りません。

そこで2点伺います。

1つは、役場自身が日付が記入されていない書類を容認して受領したからこそ、予算査定を行ったのではないですか。

議長（高橋拓生君）

菅原副町長。

副町長（菅原幹成君）

公文書の取扱規程ということで、基本的なことをご回答した上で、今回の鹿踊り保存会による衣装、装束の保管の施設整備についての補助申請について、具体的に、今、申し上げられましたけれども、最初、申請の日付が入っていないくて、それについては役場のほうで容認したというふうな形で進んでいるというふうな議員の認識でおられますけれども、私どものほうでは、基本的に計画の着手年月日が未記載だと。やはりこれは軽微な不備の軽い内容というふうには捉えることができません。いつから着手するかというふうなことは大事なことでありますので、今回受付する内容としては、それらがいった上で、きちんと内容も確認できた中で受け付ける

というのが我々の任務でありますので、もし不備な場合については、やはりそこを確認して、それがその内容もはっきりした時点で調査などもしなければなりませんので、そういったことが整った上で受け付けるというのが通常行っていることであります。

したがいまして、今回の資料については、予算要求するための基本的な資料というふうな位置づけで、こちらは預かったものであります。そうしますと、認識の違いによって、正式な受理である、あるいはこちらはその前の調査段階の資料というふうな位置づけで預かったというふうな、その最初のかけ違い、取扱いの、そこが少し溝が大きくなってしまったのかなというふうに思っております。

いずれにしても、その辺の基本的な事業計画のやはり着手年月日というのは非常に重要でありますので、そういったことでご理解を頂ければと思います。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

副町長、先ほどの総務課長の答弁とそごしていませんか、今の答弁は。おかしいでしょう。総務課長、何て言われたのですか。書類上の不備があっても、それは速やかに受付をして、不備は不備として後で正していくのだと、こういうふうに言ったわけです。

しかも、今、副町長言われたように、申請書類の中の計画の着手年月日が記載されていないというのは重要な問題だと。重要な問題だと言われるのであれば、先ほど総務課長が答弁したように、申請者に対してこの月日を入れてくださいと、こういうふうにむしろ対応するのがそれこそ善管注意義務を全うする役場としての責務ではないですか。

それともう一つ、副町長ご存じだと思うのですけれども、総務省のホームページに行政手続法のQ&Aというのがあります。この中にはこのように書いています。「住民の申請書に記載漏れがあるなど形式的な不備がある場合、不備を正すよう求める補正として、申請書が返却されるときもありますが、この場合であっても申請そのものがなかったことにはなりません。」と第7条のQ&Aでこう書いている。まさに、今、私が前段で言った対応をしなければいけないのだと。仮にそれをやらなくても、その不備を理由に受け取らないということにはならないと。副町長、預かったのだと言っているけれども、それでは町長が答弁した、総務課長が答弁したと合わないではないですか。この議論どこまでやっていってもしょうがないので、まず、そういう大きな町側の対応の誤りがあるということ。

次に、2つ目お伺いします。

今のような答弁ですけれども、このようなことを理由にすること自体が職員として補助金交付規則第10条に定める善管注意義務に違反しているというふうに思いませんか、副町長、どうですか。

議長（高橋拓生君）

菅原副町長。

（「休憩もらっていいですか」の声あり）

議長（高橋拓生君）

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 1時59分

議長（高橋拓生君）

それでは、再開いたします。

副町長。

副町長（菅原幹成君）

今回、公文書の取扱い、それから職員の職務遂行というふうなことでのご質問ですけれども、具体的な話になってまいりましたので、休憩をいただいて、受付をした文化遺産センター館長、そして、財政査定のほうを行った総務課長と、それぞれ対応をしたこともありましたので確認したところであります。

それで、今回受付に当たっての経過に関する質問、文書で頂いて、その回答についてのことについての質問もありましたけれども、実際に具体的に受付を最初に行った文化遺産センターの館長のほうから、まず説明をさせていただきます。

議長（高橋拓生君）

高橋議員。

8 番（高橋伸二君）

私は青木町長と、それから吉野教育長が私宛てに出した回答書について伺っているのです。そこは誤らないでください。答弁できないようですから質問を変えます。

今、話した1月23日の回答の中で、補正予算要求の資料として預かったものだと。それを先ほど副町長も預かっただけだと、このように言いました。これでは先ほど町長が述べられた答弁の2つの項目についてがちんこしますよね。全く抵触している。そればかりではなくて、先ほど照会した文書管理法や公文書管理法や、平泉町役場文書取扱規程、この定めに全く反しているではないですか。まずそれを認めなきゃいけないですよ、やっていないということを。

そこで伺いますが、では申請書を預かっただけだというのは、どこにどのような法的根拠からそう言うのですか。法的根拠を示してください。

（「議長、質問者の意思に反する答弁もらっちゃ困る」の声あり）

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員、副町長でよろしいですか。

8 番（高橋伸二君）

誰でもいい。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

先ほど最初に申し上げたとおり、今回の申請に対して、仮に問題があったといたしましても、町の補助金交付規則の第5条と第7条の規定によりまして、速やかに審査し結果を通知すべきだというふうに考えております。すべきでしたと。

そして、予算がまだないといったようなところ、それから申請書に不備は、先ほどの事業着手日が記載されていないといったことの不備ということでございますけれども、それを理由とした受理できないといったようなことはございませんので、規則に基づき受付して、その時点での不交付決定ということもあったかと思っておりますので、この手続上の不備ということについては、認めざるを得ないということでございますので、その辺は率直におわびを申し上げたいと思いますが、その時点での文化遺産センターのほうから、申請者のほうにお伝えしていることについて、ちょっと誤認があったのではないかというふうなところで、こちらでは報告を受けているところでございます。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

まず、公文書として扱っていないということを明確にお認めになったわけですが。公文書として扱っていないのに、今の課長の最後の答弁というのは整合性があるのですか。公文書と扱った上で今のようなお話をされるのであれば、それは整合性取れますよ。なぜそういう矛盾点にお気づきにならないのでしょうか。

質問を変えます。

今、予算云々という話がありました。1月23日の回答では、予算措置とはならなかったため正式に受理できないと、このようにも述べていますよね、書いていますよね。しかし、今、課長が話をした補助金交付規則にも、住民が申請した文化財保護補助金交付要綱にも、予算措置がなければ受理できないのだと、そういう規定は存在しません。補助金制度の事務処理の一般原則というのは、住民から申請があれば、総務課長言うように、交付規則や交付要綱に基づいて審査を行って交付または不交付の決定をし、その結果として、必要に応じて補正予算措置というのが行政事務の流れではないですか。

そこで伺います。

どの条文に基づいて、先ほど答弁をされたような、預かっただけだというようなことが判断できたのか、補助金交付規則、文化財保護補助金交付要綱の該当する条文と番号を示してください。

議長（高橋拓生君）

高橋平泉文化遺産センター館長。

（「聞いていることに答えてよ、今、聞いたことに」の声あり）

平泉文化遺産センター館長（高橋国博君）

町指定文化財保護事業補助金の交付要綱の第1条に、予算の範囲内ということで交付する

ということに……

(発言する声あり)

議 長（高橋拓生君）

当局側に申し上げます。

論点を整理しながら、趣旨に沿った的確な答弁に努めていただきたいと思います。

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

交付金交付規則の第1条などを持ち出してくるということは、町が数多くつくっている補助金交付要綱がありますけれども、その交付要綱に基づいて住民が補助金交付の申請をしようとした場合に、当初予算に措置されていないから認められませんか、1年間ほっぼられるのですか。みんなそういうことやるのですか。やらないでしょう。なぜそういう矛盾点に気づかないで平気でそんなことを言おうとするのですか。

議 長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

予算といいますか、これは複雑な問題ですから、先ほど議員がおっしゃられた補助金交付規則の中の善管注意義務の話、こちら議員がおっしゃられているのですが、こちらは補助事業者ですから補助金を申請している方ということになります。つまりは、補助事業はちゃんと補助事業として認められて申請されて、この手続の流れといったものがございまして、まだ交付を決定されていないというようなところがございました。ですから、事業着手といったところが今回問題となっておるわけでして、補助金予算というのは適切に執行しなければいけませんから、そういったところで事前の審査が必要だったということで、再三、先ほど来申し上げておりまして、その予算化するに当たっての審査が必要だったということで、口頭で文化遺産センターのほうでは、9月の補正予算で対応いたしますということで説明申し上げていたというようなところの報告を受けておりまして、その辺の何といいますか、認識の違いといったところが、先ほど副町長が申し上げたところでございます。

ですので、補助金の予算がない中での予算執行となりますと、裏づけがない、逆に執行者側に不利益を被る可能性もございます。つまりは、事業を実際実施したのだけれども、補助金の対象になり得なかったといった、そういう不利益のことも我々はちゃんと考えかた上で、補助金というのは適切に審査を経て交付決定をしていくというようなところの原則でございますので、予算が仮にないということでのご主張でございますけれども、そういった審査というのは必ず必要になってくるというようなことはご理解いただきたいというふうに思います。

議 長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

何かちょっと私言ったのが斜に捉えているのかどうか分かりませんが。規則のどこに

も予算措置がなければ受理できない、あるいは予算措置されていることが公募の前提だというのは書いていないのです。また、書く必要もないのです、それは。一般行政事務の原則からいえば。

では、質問ちょっと変えてみますね。では住民が、町民が何かの補助金を申請しても、予算に計上されていなければその申請を受理しないということなのですか。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

まず、その補助金のそれぞれの個別の事業に対する補助要項というのが必ずあると思いますけれども、その中での受理というのは、その時点ではまだ予算がなくて執行できるかどうか分かりませんし、実際に審査を行う必要があって事前審査といったものは対応できると思われますから、今のご質問に関しては、受理はして審査して、ただしその先は予算が成立してからの執行となるといったものの説明をしっかりと行うというようなことが必要かというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

そうなのですね。今、課長述べられたとおりなのです。だから、預かっただけということは誤りだったというのは、ますますここで明らかになったわけです。そのことをしっかりと据えておいてください。

次に、先ほどちらっと話されました。住民が申請した補助金交付申請の当該申請物が完成しているから補助できないと、物が完成していたから駄目だというふうに言いました。私が町長、教育長に照会した文章では、物が完成していたから補助できないというのは、補助金交付規則や補助金交付要綱のどこに書いてあるのかというのを訪ねました。

町の回答は、手続上そうなりと、このように述べているだけです。これは補助金交付規則や補助金交付要綱を制度として定めている制度論としては成立しません。1月23日の回答にあるように、県のコミュニティ事業が不採択のときは改めて町の保護事業補助金を検討することにしたとの回答があります。矛盾するではないですか。物できているから駄目だと言いながら、県のコミュニティ事業の該当ならなかったら町の補助金対象にするなんていうのは。私にはそのようにしか映らないのです。

そこで伺います。

補助金交付規則と文化財保護補助金交付要綱のどの条項に、当該申請物件が完成前でならないというふうに書いてあるのか、条文、番号を示してください。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

先ほど私から議員のちょっと認識が私どもと違うというお話の中で、先ほどの補助金交付規則の第10条、これが町側の善管義務ではなくて補助事業者が行うべき、この条文読みますと、町長がこの規則に基づいてする指示に従ってとございますから……

（「条文を出していないではないですか」の声あり）

総務課長（岩渕嘉之君）

ですから、まだ補助金が申請、決定されていない時点で、この適切に行われるということの審査は、先ほど事業着手の記載、月日が入っていないというお話もございましたが、事前に事業の計画をこちらで把握する必要があるという、こちらはどこに規定されているかということで申し上げますと、補助金の交付の対象等という、補助金交付規則の第3条に、補助金の交付対象、事業の内容その額または補助率等を別に定めるとありまして、それが各要綱に委任されているというところになるわけでして、その中で、こちらの委任された条項の中で、補助金を受ける第6の交付申請の中に、事業計画書というものを提出し、それについて第7で交付決定を行うといった流れになってございます。したがって、この事業計画書をまず町のほうでは確認すること、これが補助金適正化法という上位の法律に基づく町でつくっている補助金交付規則の原則としてございますので、それについて、確認した上で補助金事業を行っていただくというのが原則でございます。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

今、課長は補助金交付規則で定めていることの細部は、要綱で定めるというふうになっていますよね。ところが文化財保護補助金交付要綱の中には、その部分については一切触れていない。先ほど言いましたように、町にあまたの補助金交付要綱がありますけれども、全部調べてみました。大分時間かかりましたけれども。そうすると6つに分類されます、補助金交付要綱。

1つは、補助金の交付決定後に事業や工事に着手すると。このように明確に明示しているのが第6次産業化促進支援事業補助金交付要綱など4つの事業、ここは明確に交付決定後と定めています。

それから、2つ目の種類、事業実施前や対象工事に着手する前に申請すると。このように明示している要綱は指定文化財保護事業補助金交付要綱、今、問題になっている要綱、これは実施前、着手する前に申請するとだけ明示されている。これが3項目、3つの補助要項。

それから、3つ目の分類では、物品の購入や設置前に申請するというふうに示しているのが2つありました。

そのほか、いろいろあるのですが、例えば補助金の申請日が、事業を開始した日以降または当該申請に係る物品を購入した日からというふうに明示してあるのが2つ。それぞれあります。

つまり、このように皆さんが言われている当該申請物件ができているから、完成したから補助金交付の対象ならないというのは、補助金交付規則の定め、指定文化財保護事業補助金交付要綱の定めにも1回も書いていないと。これ間違いありませんよね。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

議員が、今、おっしゃられたとおりいろいろお調べになったということでございますが、交付決定前の事業着手というのは、今、おっしゃられたとおり想定はされていないということでございまして、中には、明確に禁止を定めている要綱もございます。

したがいまして、今回はやはり誤解を招くといったようなところから、やはり明確に禁止されているというよりは、交付決定後の事業着手であるというところの説明が不足していたというようなところは認められて、大いに改善すべき点であるというふうに思いますが、交付対象になり得ないということと、説明が不足していたということは、やはり別の問題でありまして整理させていただきたいなというふうなところでございます。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

それでは、なぜ交付決定後でなければ着手してはならないというふうに定めているのですか、わざわざ。そして、ほかのやつではそのような明記はないのです。何のために定めているのですか。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

その定めているところは、より丁寧に申請者への説明を要綱上示すということでございますから、やはり交付決定前の事業着手は認められないということが、行政にいる者であれば理解はしているのですけれども、なかなか申請される一般の町民の方については、なかなか理解がされていないケースもあるというのは、今回大きく取り上げられるところでございまして、この辺はやっぱり改めるべきなのですけれども、そこはやはり交付前の事業着手をなぜ認められないかということに関しまして、やはり先ほど来申し上げておりますけれども、補助金の適正な執行と透明性を確保するためというような重要な原則として捉えておりまして、当町の補助金交付規則もしかり、それから上位、例えば岩手県の補助金交付規則も、あとはその補助金適正化法についてもやはりその辺は詳しくは定められていないということでございます。

ですから、規則はそのとおりなのですけれども、個別の事業補助金にいったときに、そこは丁寧にその規定をしている事業もあるというのは、今、ご紹介のあったとおりでありますので、今回のこの問題を契機としまして、特にも、そういうものが必要な、明記が必要なものについては、改めるべきところは改めるというような対応を行う必要があるというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

私は、今後のことを、今、聞いているのではないのです。現存している交付規則や交付要綱の中のどこにそういう定めがあって、それを適用できるのですかと聞いているわけ。今の答弁を聞いていても、現行の文化財保護事業補助金交付要綱にはその定めがないということは認めつつも、一般論として、あるいは慣行としてそういう処理をやってきたということを述べているわけです。

ということは、行政が補助金交付要綱に定めのない独自基準を適用していると。そういうことになりはしませんか。まさに裁量の逸脱であり、制度の乱用ではないですか。一方では、交付決定後ではなければ駄目と書いてある。明確に違いが分かる。文化財保護事業補助金についてはその規程が全くない。だけれども、平泉町役場では行政事務の中で要綱にも規則にもないものを、まさにあるかのごとく制度を乱用して適用していると、こう言われてもしようがないではないですか。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

最初の質問でお答えしていましたけれども、補助金が確定していない状況の中でそれを認めてしまいますと、仮に後で予算がつかない、予算が確保できずに補助金が交付されないケースも考えられると思います。したがって、この辺は事後着手ということが原則としなければ、事業者にとっても不利益を被る可能性があるというふうな認識でございますので、この辺はやはり丁寧なやはり説明が、文書だけではなくて、やっぱり例えば今回のケースでいきますと文化遺産センターと関係する課と一緒に同じテーブルで協議をすべきだったというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

菅原副町長。

副町長（菅原幹成君）

補足しますけれども、補助金交付要綱のやはり先ほどから話が出ている交付決定というのが第7にありますけれども、やはり書類を審査して、この内容がこの補助金事業に合うというふうに認めるべきときは、交付決定をしてから着手するというふうになっておりますので、この補助金事業という性格上、やはり公費を適正に執行するためには事前の審査、そういった計画、この内容をしっかり見て進めていくというのが原則ですので、この点についてはご理解いただきたいと思います。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

理解できません。あなた方、冒頭に私言ったように、住民から出された補助金交付申請書を受理していないではないですか、預かっただけと言っている。しかも総務課長は、本来、規則

や要綱に基づいて取り扱うべき手続、手順を踏まなかったと言っている。それなのに、こういう都合のいい場所にくると、今のような答弁をされると。それはどんなことがあっても、行政として住民からの信頼を失う行政事務処理ですよ。答弁ですよ、今の答弁は。自分たちが、では鹿踊り保存会から出された申請書類を町の規程に基づいて受付をして番号をつけて処理をして回したのですか、規程が定めているように。やっていないと言ったのだから。やっていないのに、書類を審査していないから補助対象の前提にもならないのだ。自分たちが答えていること、矛盾ではないですか。後ろでうなずいている説明員もいますけれども。おかしいですよ、もう時間ありませんから。あとは予算の総括質疑の中でもう一度議論しましょう。

終わります。

議長（高橋拓生君）

これで、高橋伸二議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時39分

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

通告2番、大友仁子議員、登壇、質問願います。

3番、大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

通告2番、公明党、大友仁子でございます。

それでは、質問させていただきます。

1番、安心して安全な子育て環境の整備について伺います。

（1）番、本年4月より、認定こども園、こども誰でも通園制度が開設されますが、ますます重要と考えます病児保育・病後児保育などのサポート体制を設立する考えはないか伺います。

子どもやその家族が抱える問題に対し、社会福祉の観点から相談・支援を行う保育ソーシャルワーカーの設置を行う考えはないか伺います。

2番、投票しやすい環境整備について伺います。

（1）番、期日前投票のうち、住民票を地元に残したまま進学や就職、単身赴任などで別の地域に滞在している方が滞在先で投票する場合には、どのような方法で投票できるのか伺います。

（2）番、障がい者等の方がスムーズに投票ができるように、さらなる取り組みが必要と考ええます。投票に際し必要な支援を、口頭による申し出が困難な方、または苦手な方が事前に記入できる選挙支援カードを導入する考えはないか伺います。

（3）一人暮らしの高齢者や障がい者等の方が投票しやすいように、タクシー券を配布する

考えはないか伺います。

質問は以上であります。ご答弁よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

大友仁子議員からのご質問にお答えをいたします。

安心で安全な子育て環境の整備についてのご質問がありました。

初めに、病児保育・病後児保育などのサポート体制を設立する考えについてであります。現在は、核家族化の進行に伴う共稼ぎ世帯の増加により、こどもが病気になった場合など、子育てと仕事の両立は子育て世帯にとって大きな不安の一つと捉えております。安心で安全な子育て環境の整備において、病児保育事業は重要な施策の一つとして認識しているところであります。

病児保育事業については、病気・病後児対応型、体調不良時対応型、保護者の自宅へ訪問する訪問型の3つの類型があります。現在、平泉保育所では看護師資格のある職員を配置し、児童が保育中に微熱や軽微な体調不良となった際、保護者が迎えに来るまでの間、一時的に預かる体調不良時対応型を実施しております。

病児・病後児対応型への取り組みについては、発熱等の急な病気となった地域の病児や病後児を、病院、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行う事業であり、職員配置については、病児対応の保育士、看護師の常駐が原則であることや、緊急時の際の児童受入先の医療機関の確保など、医療機関との連携が不可欠になっております。

このようなことを勘案すれば、現時点では当町の教育、保育施設内において、病児・病後児保育に係るサポート体制の設立は難しいものと考えております。このような対応が必要な場合には、隣接市の民間の保育所内に市外在住者でも病児保育を利用することが可能となっている施設もあることから、保育所内で広く情報提供など行ってまいりたいと思います。

次に、保育ソーシャルワーカーの配置を行う考えについてであります。保育ソーシャルワーカーについては、日常の保育業務の中で、早期に家庭の課題を発見し、特別な配慮や悩みを抱えるこどもと保護者に対し、社会福祉の専門的視点から相談、支援を行う専門職であります。この資格取得には、保育士、幼稚園教諭、社会福祉士、保健師等の免許を有する者等が、初級、中級、上級の等級に応じた認定講習を受講し、日本保育ソーシャルワーカー学会の認定が必要です。

一方、当町では、令和6年度にこども家庭センターを新たに設置し、児童福祉と母子保健の一体的な取り組みとして、子育て家庭への相談機能の拡充を図るため社会福祉士を新たに配置したところであります。

子育てに関する相談や困難な問題を抱える子育て家庭の支援については、常に保育所との情報共有や支援に向けた連携協力を図り取り組んでいることから、早急な保育ソーシャルワーカーの配置については現在のところ考えておりませんが、子育て支援の新たな柱として、専門性

と実践力を兼ね備えた支援の一層の充実に向け、今後保育ソーシャルワーカーの配置について検討してまいります。

続いて、投票しやすい環境整備についてのご質問がありました。

初めに、住民票を地元に残したまま、遠方に在住、滞在している方の投票方法についてですが、投票当日に投票所へ行くことができない方が利用できる制度としましては、期日前投票と不在者投票の2つがございます。

期日前投票は、投票日に仕事や旅行などの予定がある有権者が、投票日の前日までに町の期日前投票所で投票できる制度であり、一方、ご質問のように、仕事や進学等で当町以外に滞在している方や、指定された病院・介護施設等に入所している方が利用できるのが不在者投票であります。

不在者投票の手続はおおむね次の4段階となります。まず、選挙人本人が町選挙管理委員会へ請求書兼宣誓書を提出いただきます。書式は町のホームページからダウンロード可能です。請求書兼宣誓書が町選挙管理委員会に到達したのち、名簿登録を確認し、滞在先へ投票用紙等の必要書類を郵送し、書類が届きましたら滞在先の地区町村選挙管理委員会が設ける不在者投票所で投票していただきます。最後に滞在先の選挙管理委員会から当町へ投票用紙が送致され、受理されたことで、投票が確定いたします。このように、不在者投票は、期日前投票に比べて手続に日数を要しますので、今後も町ホームページや広報紙等を通じ、余裕を持った申請手続の周知に努めてまいります。

次に、障がいのある方などへの支援としての選挙支援カードの導入についてであります。選挙支援カードは、投票の際に支援を希望する内容をあらかじめ記入して提示することで、口頭での申し出が困難な方でもスムーズに対応できるツールであり、投票のバリアフリー化に有効でありまして、全国の自治体で導入が進んでおります。

当町においても、投票機会の均等を確保する観点から、次回の選挙から期日前投票所及び当日の各投票所において、選挙支援カードを導入する予定であります。あわせて、イラストや文字で意思表示ができるコミュニケーションボードについても、言葉のやり取りに不安がある方への対応として、各投票所への配備に向け準備を進めております。これらの施策を通じて投票のバリアフリー化を推進してまいります。

次に、一人暮らしの高齢者や障がいのある方等への移動支援についてであります。他自治体においては、投票所の統合、再編に伴う利便性低下を補う目的などで、タクシー送迎や料金補助を実施している事例があることは承知しております。

当町においては、現時点でタクシー券の配布等を実施しておりませんが、移動に困難を抱える方の実態把握と課題分析は最優先事項であると認識しております。今後、投票所に行きたくても手段がないという声に応えるため、他市町村の先進事例や、当町の公共交通の状況との整合性を精査した上で、誰もが安心して選挙権を行使できる環境づくりに向け、実施可能な支援策を検討してまいります。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

それでは、順番に再質問させていただきます。

初めに、病児・病後児保育に関してなのですが、我が国では、少子化がこれまでにないスピードで進んでおります。2024年の出生数は68万6,061人、合計特殊出生率は1.15とどちらも過去最低を記録しました。我が町においても年々減少しており、こどもを安心して産み育てていける社会をつくっていくことは、もはや未来のためだけではなく、今、この瞬間に取り組まなければならないことがあると思います。子育て世代を取り巻く環境が日々変化する中で、我が町としても、地域に根差した安全の仕組みを一つ一つ積み上げていくことが、これまで以上に求められていると感じております。

当町におきましても、子育て支援を進めていく上で、こどもを安心して育てられる環境づくりはとても大切なテーマであり、避けて通れない課題であると受け止めております。こどもが急に体調を崩した際の対応については、多くの保護者から、預け先がなくやむを得ず仕事を休んだといった切実な声が上げられております。この課題については、共働き世帯やひとり親世帯の増加の背景にますます深刻化しており、こどもが安心して療養できる場を確保するとともに、保護者の就労継続を支える病児・病後児保育の役割は極めて重要であると考えますが、見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

今、お話をいただいたとおり、こどもを取り巻く環境は複雑化、多様化しております。特に夫婦のみのいわゆる核家族化が進んでおりまして、その中で、こどもが急に病気になった場合に預ける場所がない、そのために仕事を休まなきゃいけないという課題は、当然、当町だけではなく全国的な問題になっております。

そこで、県内のほうでも、議員のご質問のあった、いわゆる病児保育事業における、特に病児対応型、それから病後児童対応型というふうなものが、今、県内で公立も含めてたしか6か所ぐらい設立されているというふうな情報は、こちらのほうでも確認はしております。

当町で行っている部分につきましては、令和5年3月会議においても、こちらのほうでご説明させていただきましたが、いわゆる体調不良時対応型と。つまり登園したときには体調は悪くはなかったのですが、途中で軽微な状況でこどもが体調不良になった場合に、平泉保育所におきましては看護資格の会計年度職員1名配置しておりますので、その方が親が迎えにくるまで対応しているというようなことで、病児保育事業につきましては、そのような取り組みをさせていただいているということはお話をさせていただきました。

ただ、先ほど町長が申し上げたとおり、病気にかかった後に、実は医師の診断書を持ちながらでなければ、病後児対応というのはできないことになっております。急に朝、こどもが調子

が悪くなったからといって保育所に預けられる、そういう施設に預けられるものではないです。あくまでも先生の診断をいただいた上で、それに対応型の施設においてきちんと提示していただいた上で対応は可能になると。対応についても、全部の病気が対応できるものではなくて、一般的に言えば、例えば風邪を引いて回復期にあるものなどについては受入れできるということとで、病気全てに対して対応できるというものではないです。

そういった部分を踏まえながら考えていったときに、要件の中のございますとおり、保育士について要件がございまして、看護師の配置につきまして、ご存じのとおり12人に1人のこどもに対してきちんと配置しなければいけないと。保育士につきましても3人に1人、専用として配置しなければいけないという。さらに専用の個室も設けなければいけないと。非常に高いところでの基準が設けられております。ですので、県内でやられている多くのところが病院に設置してあるところ、もしくは単独での施設をやっているようなところなどがございます。そういった部分で、どこの市町村でもそのような悩みを抱えているところでございますので、なかなかやはり設置は難しいと。ただし、こどもの環境の部分、そういった成育環境の部分については、できる限りのところで、こちらのほうとしても体調が悪くなったからすぐ来てくださいということではなくて、一定程度、そういうふうな見守り、それから看護という部分について実施しておりますので、今後もそのような形で実施してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

様々なあれはあるのですが、平泉町子ども・子育て支援事業計画の第3期の昨年の3月に発行された中にも、病児・病後児保育事業に関しての記載があります。平泉保育所で実施はしています。長島保育所では、保育士の確保ができず未実施となっております。

体調不良児対応型はやっているということで、平泉保育所では令和3年度では200名、累計だと思いののですが200名で、令和4年度には119名、令和5年度には225名となり、年々、やはり増加しているのです。やっぱりというか、なので、この増加しているのに対しての需要も高いと思うので、その辺はどのように考えておりますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

議員おっしゃるとおり、ここ3年間では約平均して200名ぐらいの、先ほども申し上げましたが、朝から調子が悪いということではなくて、登園した後にちょっと軽微と言ったら変ですけども、体調崩したとか、ちょっと風邪を引くような状況になっているというふうなところなどで一時的に、これは延べ人数かと思いますが、そのようなお子さんが非常に多くなっているということは実感しております。

それと、先ほどいわゆる回復期における病後というふうな部分を考えますと、一概に同じ状況ではないので、そういった部分については、関連性というふうな部分は一概には言えませんが、現状としては、幾らかでもお子さんが体調が悪くなったときに、保育士さんでも当然対応はされていると思いますが、より専門的な看護師さんがいれば安心できるというふうな部分で行っておりますし、その需要についても、少子化が進む中でこのような状況が増えているというのは、非常に危惧しているというふうに考えているところではございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

また、この中に、病児・病後児保育の検討ということで記載になっています。こどもの病気による突発的な保育ニーズに対応するため、病後児保育について検討しますとあるのです。では検討しますなので、今現在の進捗状況というか、その辺はどうでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

検討につきましては、町長の最後の答弁のところでございますが、近隣市町村で預けるところがないかどうかちょっと調べさせていただきました。いわゆる隣接地、要は一関市なのですが、市町村、そういう施設の中では、その市内のこどもだけとか町内のこどもだけしか受け入れられませんという施設もあります。一関市の場合には、3つの施設が病後児保育の対応ができていうことで確認をさせていただきました。旧一関市内のところにおいては、町外でも受入れが可能でです。実際、平泉のこどもも預かったことがありますという確認はさせていただいています。

定員数に限りはありますが、そのようなお子さんがいる場合には対応はできますというふうなことの確認しております。そういった部分を、先ほど町長の答弁でもお話ししましたが、やはり情報をきちんと提供してあげなければ、どこに預けたらいいかというふうな迷いがございますので、そういったところは徹底していきたいと思いますし、一関市内では、実は2か所、市外からでも受け入れられるというところあります。ただ、平泉からすると、ちょっと東磐井のほうにあたりとかという部分で不便なところがございますし、広域的にといたのは、一関の場合、そのうち1か所については、やはり補助事業の関係で市内のこどもしか受け入れられないというふうなところについては、やはりそういった部分を含めて、預けられる場所を増やすというふうなところも含めて、そういった広域的な活用ができるかどうかというところを、今、検討して協議しているところでございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

ぜひ進めていただきたいなと思います。

それでは、次の保育ソーシャルワーカーについて伺います。

保育ソーシャルワーカーの配置についての背景としてなのですが、児童虐待件数は過去最多となり、保育園における対応の重要性が高まる一方で、リスクの高いケースでは、児童相談所等への通告にとどまり、継続的な関わり方のノウハウや適切な連携体制が確立されていない状況があるということと、また、養育不安やこどもを虐待といった親子の問題、貧困やDV、多国籍化する家庭や家族の問題、こどもと養育者の疾病や障害、さらには保育者と保護者のコミュニケーショントラブルなど、その種類は様々であります。通常の保育園で行う保護者支援では対応し切れない場合も少なくないということでもあります。

これらの背景から、厚生労働省が保育所等における要支援児童等対応推進事業を予算化いたしました。保育園等に保育ソーシャルワーカーを配置する取り組みは、令和2年度予算において、保育所等における要支援児童等対応推進事業という名称で事業化しております。

期間保育所に地域連携推進員を配置し、機関保育所内で相談支援を実施しつつ、ほかの保育所等への巡回支援を実施しております。推進員は、要保護児童対策協議会と連携して、保育所で見つけたケースを各関係機関とつなげて協議していくこととなりました。

そこで伺いますが、我が町の現状や、こういった取り組みについての見解を伺いいたします。

議長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

保育ソーシャルワーカーにつきましては、まだこちらのほうとしては、十分というか検討はしておりません。というのは、私もちょっと認識不足なところがありまして、こういった部分が随分前からこのような制度があるということを、今回のご質問で認知させていただきました。

一方で、この必要性については、今、議員ご質問のとおり、保育現場におければ、こどもの保育というふうなのが当然職務としてそういった部分が優先されます。しかしながら、今、保育現場で起きているのは、家庭の貧困の問題、それから夫婦間でのDVとか離婚の問題、ひとり親の子育ての問題、様々なところが一義的にやはり保育現場の保育士さんにいろいろお話しされるケースが増えてきているのではないかなというふうなところは認識しております。しかしながら、そういったソーシャルワーカー、いわゆる相談支援という部分で、なかなかそういった部分を保育士さんが担うというのは非常に難しいものだと考えております。

しかしながら、児童福祉法の改正などでそういったものが地域との連携というふうな部分などが、今、そういったところが現場として、保育現場として求められているということをやはり踏まえながら、保育士がソーシャルワーカーの資格を取るということだけではなくて、平泉の場合の一例を申し上げますが、こども家庭センターというのがございます。在宅時のお子さんを預かる場所、ここが相談支援のための施設でもあり、そういったところの支援員がこういった資格をもし取れるような、取れるというか、取るようなことを踏まえながら、保育士と連携しながら、家庭の問題、様々な部分を一義的にそこで受けると、傾聴するといった取り組みをしながら、現在当課であります、こども家庭センター、それから子育て支援課の中で総合

的に社会福祉士もおりますので、連携を図りながら、そういった家庭への支援をこまめに寄り添いながら進めていきたいというふうに考えておりますので、近い将来というか、ちょっと現場と相談しながらになりますが、そういった資格認定についても、前抜きにやっぱり検討していかなければいけないのかなというふうに認識しております。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

それでは、次に移ります。

投票しやすい環境整備についてなのですが、初めに、郵送をやったり取ったりしてやるというやり方、今現在やっていると伺いましたが、投票用紙の請求をマイナンバーカードを使ってパソコンやスマートフォンからオンライン申請することはできます。不在者投票の投票用紙のオンライン請求の受付については、令和2年12月25日に閣議決定されたデジタルガバメント実行計画において、地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続として、積極的な実施の検討をお願いする旨の通知が令和3年4月7日付で総務省自治行政局選挙部管理課から各都道府県選挙管理委員会事務局宛てに発出されておると思います。

そこでなのですが、このようなオンラインでの投票用紙等が請求できるような制度の導入についての考え方をお伺いいたします。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

今、オンラインでの投票用紙の請求のお話ございましたけれども、議員がおっしゃられた通知については、こちらでも把握してございまして、言うなればDXの推進に取り組んでいる中で、今のお話については、マイナンバーカードを利用したマイナポータル、こちらでのオンライン行政サービスを利用するというこの中の項目として、既に取り組まれている自治体があるということでございまして、まず選挙ですから、公正・公平な選挙ですということで、本人の確認が必要だということが、まず原則としてございます。いわゆるなりすまし防止です。こういったことを基に、環境の構築の準備といったものが必要だということで、これまで私どもも検討を進めてまいりまして、やはり議員がおっしゃられるような有権者の利便性の向上、それから少なくとも今の不在者投票の請求については、4段階の非常に複雑で時間がかかるような手続となっていますので、次回の選挙、当面8月の町長選挙から実施できるように準備を、今、進めているというところでございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

ぜひそのようにオンライン化を進めていただきたいと思います。

次に、選挙支援カードについてなのですが、これは今後から実行することなのなのですが、

全ての町民は、選挙で投票する権利を持っています。しかし選挙権があってもそれを行使できずに投票行動に参加できない方々がいらっしゃいます。

例えば重度知的や重度身体の方々の生涯を持たれた方々がいらっしゃいます。投票するまでのハードルは、健常者に比べて格段に高いことは確かでございます。投票所のような場所に1人でいるとパニックのような状態になってしまうといいます。また、投票所のスタッフにうまく説明ができずに投票を諦めて途中で帰ってしまうということも考えられます。そのハードルを低くするのに役立つのが投票支援カードであります。今までは使っていないということなのですが、今後作成するということですのでけれども、このような事例もあります。

選挙支援カードとして、このカードはこういう紙でもいいし、何でもいいと思うのですが、このカードを係の人に渡すと係の人が投票所の道案内や代理記載などを手伝ってくれます。必要な方はこのカードに書いて入場整理券と一緒に受付係に渡してくださいということが、まず記載してあります。

で、あなたのことを教えてくださいということで、コミュニケーション方法を教えてください。その中には、会話ができる、メモができる、指差しができる。そして、2番目に投票所の案内が必要ですか、はい、いいえで答えていただきます。そして、投票用紙に書くことができますか、これもはい、いいえ。いいえの場合は代理投票を希望するということで、代理投票は投票所の係員がご本人の指示どおりに記入する制度であります。

ほかに気をつけてほしいことや手伝ってほしいことがあれば書いてくださいという、こういうカードがありますので、ぜひこれを、このような感じ、どのような感じでもいいのですけれども作っていただいて、ぜひ皆さんが投票しやすいような環境に努めていただければと思います。今現在、どのような感じで考えておりますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

町長答弁にもございましたとおり、誰もが安心して選挙権を行使できる環境づくりということで、いわゆる投票のバリアフリー化については、私、選挙管理委員会の書記長も併任しております。選挙管理委員会の中でも、常に投票率を上げるための中の取り組みの一つとして、やはりそういうバリアフリー化のことについても話題になるところでございます。今回の議員のご質問の中で、いろいろ調べさせていただきましたところ、県内では奥州市、久慈市、宮古市が導入しているということで、今、議員がお示しされたものについても入手して、これにつきましても、選挙支援カード、それからコミュニケーションボード、こちらについても、やはり有権者の困り事に対応できるような準備がなされていると、それぞれの実施されている市町村、そういったことを認識しまして、やはりこのことにつきましても、できる限り早期といいますか、次の選挙までに、比較的取り組みやすい取り組みでございますので、具体的にどのようなカードが必要なのかということをもう少し調べて、あと、これについてはやはり福祉部門であったりとか、あとは実際の関係する団体の方の声なども伺いながら進めていく必要があ

るかなというふうに思いますので、できるだけ早期に取り組んでまいります。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

取り組んでいただけたら、その周知も大変重要だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

次に、タクシー券の件なのですが、例えば一関市さんでもやっているみたいですが、奥州市のほうでも取り組んでいて、選挙タクシー券というのが二通りありまして、奥州市の場合です。選挙タクシーチケットの対象者は、在宅の要介護者・要支援者または障害者手帳をお持ちの有権者、これは介護者を含むそうです。利用は当日投票する方、また、期日前投票の方、また、臨時期日前投票のいずれも利用が可能だということです。

そして、もう一つは、タクシー乗車券といって、タクシーにより自宅から投票所まで料金について、これは令和6年には片道300円の乗車券を配布するもので、これは対象者が全有権者だそうです。そしてまた利用はさっきと同じです。当日投票とか期日前投票という形になっていて、令和6年の衆議院選挙と令和7年の参議院選挙の国政選挙でこのようなタクシー券を配布したということで、やはり高齢化も進んでいるので、利用者もやるたびに増えているのです。

令和6年度は利用者が21人に対して50人になっています。そして、全世帯に配ったタクシー券は47名から142名になっているのです。平泉町と全然範囲は違いますが、結構利用している方が多いのです。令和7年の参議院選挙では、全有権者に全回300円だったものが610円に上げて配付したみたいです。30代では3人、40代で2人、50代で7人、60代で11人、70代で39人、80代で62人、90代で18人が利用したそうです。これをすごくいいなと思ったのですが、平泉町内は近いといえは近いというか。遠い人も長島とかあるので、ぜひこういうのを活用していただきたいし、また、これは国政の場合、国費で賄えるそうなのです。その件は、こういう内容はどう思いますでしょうか。見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

今、議員おっしゃられたとおり、国政選挙については国費で賄われているというのは、そのとおりかと思います。一旦導入しますと、市町村選挙、市町村長あるいは市町村議会議員選挙においても同様の取扱いとなるということであろうかと思います。

それで、先ほど議員がお話がありましたとおり、平泉町はコンパクトな町ということで、どこからでも大体15分から20分もあれば到着できるようなそういった中で、やはり高齢者の困り事といったものに丁寧に対応していく必要があるということの中で、いわゆる移動支援、移動支援につきましては、町の取り組みといたしまして、交通弱者の乗車券というのが福祉サイドといいますか、保健センターのほうで所管しているようですが、65歳以上の方で、令和6年度が33人、令和7年度が39人利用されているというようなところで、これも投票にも利用

できるというふうに伺っておりますし、それからあとコミュニティバスが運行されております、こちらサポートが必要なのかもしれませんけれども。町長答弁にございました、既に平泉町であります公共交通の状況との整合性を精査させていただくということで、これにつきましても、実際、移動手段がなくて投票ができないといったような実態があるのかどうかも、やはりいろんな福祉部門とか関係団体の皆様から声を伺いながら対応していく必要があるかというふうに思っておりますので、タクシー券を配布できようにするかといったことについては、ちょっと検討する時間が必要かというふうに考えてございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

検討する必要があると答弁いただきましたが、町の二次交通のコミュニティバスの停留所が自宅から遠いのです。なかなか高齢者は大変なのです。タクシーだと家の前からすぐ乗れるということで、すごい、かなりいいと思うのです。なので、ぜひ検討していただければと思います。

以上で質問を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで、大友仁子議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 1 9 分

再開 午後 3 時 2 9 分

議長（高橋拓生君）

それでは、再開いたします。

通告 3 番、千葉勝男議員、登壇、質問願います。

千葉勝男議員。

10 番（千葉勝男君）

ただいま議長のほうから登壇のお許しをいただいた千葉勝男でございます。

年月の流れ、光陰まさに矢のごとく、新年度予算を審議する議会を迎え、私も気持ちを新たに諸課題に取り組んでまいりたいと思っているところであります。

さて、青木町長は、農業、商工業、少子高齢化への対応、災害への備え、世界文化遺産を生かしたまちづくりなど、課題の山積する状況に町民全員参加でこの課題に取り組むのだということで、その体制を構築するのだ。大きな夢を持って、三どもえの選挙を勝ち抜いたところがありました。さらには、私には誇り、豊かさ、安心を実現するためのやらねばならぬ責任があるのだと言っておられました。

そこで質問をしてみたいと思いますが、青木町長の政治姿勢についてであります。青木町政12年間

の熱い思いがどのように反映されてきたのか、総括について伺うものであります。

2つ目でございますが、人口減少対策についてであります。

岩手県では、深刻な人口自然減、社会減に対応するため、新年度予算に前年度比25%増の284億円を計上したとの報道があったところであります。平泉町として、人口減少に対する新年度の対応をどのように考えているか伺うものであります。

また、職員の移住地の自由を前提として申し上げますが、職員の町内移住を促す施策を検討する考えはあるか否かについて伺うものであります。

3つ目でございますが、町有財産について。旧平泉公民館解体後の跡地利活用について伺うものであります。

4つ目であります。地域おこし協力隊について。地域おこし協力隊の3年間の活動について検証されていると思いますが、結果について伺うものであります。

次に、令和8年度の地域おこし協力隊募集について、稼ぐ農業2,000万円を目指すとする募集内容について伺うものであります。

質問は以上であります。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、千葉勝男議員からのご質問にお答えをいたします。

初めに、私の町政12年間の総括についてのご質問がありました。

私は、平成26年8月に町長に就任させていただき、現在3期目を迎えておりますが、今年8月で丸10年を迎えようとしております。平成26年の就任当時、私は「明日の平泉をつくる主役は町民です。“チーム平泉”として力を合わせ、未来に夢と希望、そして誇りを持てるまちづくりに全力を尽くす」と決意を申し上げたところであります。

この間、社会の多様化や少子高齢化、人口減少といった喫緊の課題に対し、あらゆる施策がその解決につながるよう全力を挙げて取り組んでまいりました。この覚悟はこの12年間1日たりとも忘れることなく、一貫して大切に持ち続けてまいりました。

この思いを実現するためには、私が何よりも重んじてきたのが対話であります。平泉というコンパクトなまちだからこそできる強みを生かし、全行政区を回る地域懇談会では、皆様と膝を突き合わせ、率直な意見交換をさせていただきました。毎年多くの町民にご参加いただいている新年交賀会や区長会をはじめ、各種団体の皆様との意見交換の場も大事にしていまいりました。また、昨今では、中学生との「ひかり未来会議」、若者たちによる「未来づくり会議」など、新しい対話の場も広げております。こうした活動を通じて、町民と行政のお互いの顔が見える関係性を築けていることが当町の大きな強みであり、あらゆる施策を進める上での揺るぎない土台になったと確信しております。

そして、私が常に心に留めてきたのが、町民に信頼される職員づくりであります。私は常々、職員に仕事が楽しいものでなければならないと伝えております。働く職員自身が、自分の仕事

に誇りを持ち取り組むことが、町民の皆様には最高のサービスを提供することにつながると考えているからであります。この意識改革が進んだ結果、役場の対応が改善したという声も耳にするようになりました。施策をさらに前へ進めるためにも、町民の皆様との信頼という絆をさらに深めてまいります。

この12年間、こうした思いを忘れることなく継続して歩んできたことで、子どもたちには夢を、若者には希望を、そして高齢者の皆様には安心を感じていただける平泉の未来をつくる確かな基盤になったと考えております。これからも町民総参加のチーム平泉の力で、持続可能なまちづくり、持続できるまちづくりをさらに前へ進めてまいりる決意であります。

次に、人口減少対策について、新年度の対応のご質問がありました。

人口減少は日本全体の問題ではありますが、平泉も例外なくその波は押し寄せており、人口減少をいかに低減させていくかが課題であると認識しております。このことから、町では現在、人口ビジョン及び令和8年度から令和12年度までを計画期間とする総合戦略の改定作業を進めておりますので、新年度以降、この計画に沿って人口減少対策を進めることとしております。

人口減少の要因として、自然減では主に出生数の減少など、社会減では若者の転出などが挙げられますが、これらに対応するため、国による対策と合わせて、町としても結婚から子育て期までの切れ目のない経済的支援や若者の雇用の場の確保などに引き続き取り組んでまいります。

特に当町は、主に20代から40代の結婚・出産・子育て期の若年世代の割合が相対的に低い傾向にあることから、これらの世代にターゲットを絞った移住定住の受皿づくりが非常に重要でありますので、人口減少対策推進本部のプロジェクトチーム会議において、今後、アイデアを出し合いながら、具体の施策につなげてまいります。

また、県において、移住希望者や希望者への職業紹介・就職支援、移住者本人及び受入企業への助成、住宅改修への助成など、新たな事業が予定されておりますので、当町においても必要な予算措置を検討してまいります。

次に、職員の町内居住促進策についてであります。現在、町では、優秀な人材を確保するため、職員採用に当たって町内居住者や町内出身者に限定することなく、広く募集を行っております。複雑化する行政課題に的確に対応し、より質の高い行政サービスを提供するためであります。

他方で、町行政を担う職員が町内に居住することは、地域経済の活性化や税収入面だけでなく、地域の担い手として、また、災害時の初動対応力の向上という観点からも、大変意義深いものであると認識しております。

現在、居住の自由を原則としており、ライフスタイルや家庭事情などの理由などで近隣市に住む職員もいますが、職員が住民と同じ生活環境で暮らすことにより生活視点を共有することは、町政課題の把握と良質な行政サービスの提供につながります。そのため、職員の意向を尊重しつつ、自発的に町内居住を選択したくなるような環境整備を進めてまいります。

具体的には、ワーク・ライフ・バランスの向上といった職場環境の充実に加え、民間と連携

した住宅整備や空き家の利活用、住まいの相談窓口の拡充など、ハード・ソフト両面からの支援を推進し、町内定住を促進してまいります。

今後も職場の魅力向上と住環境整備を両輪として、庁内横断的に取り組みを推進してまいります。

続いて、旧町公民館解体後の跡地利用についてのご質問がありました。

当該地は、当町にとって貴重な資産であるとともに、世界文化遺産の緩衝帯に位置しており、景観との調和が強く求められ、極めて重要な場所であると認識しております。町としては、金鶏山をはじめとする文化的価値を次世代へ確実に継承することを最優先とし、併せて町有地の有効活用や地域の活性化、住民生活の向上に努めてまいります。

これまでの検討経過については、役場内の「歳入確保プロジェクトチーム」において、町立体育館跡地・旧花立住宅団地跡地と合わせて、一体的な土地活用を図る方針を検討してまいりました。

今後は、民間の知見や資金の活用も視野に入れた複数案を多角的に比較検討し、できる限り早期に一定の方向性を示せるよう取り組んでまいります。

検討過程では、文化庁や県などの関係機関と密に連携するとともに、専門家による技術的助言を取り入れ、事業に伴う費用負担の見通しを慎重に見極めてまいります。最終的な判断に当たっては、町民の皆様のご意見を丁寧に向いながら、世界遺産のまち・平泉にふさわしい持続可能な跡地利用を決定してまいります。

続いて、地域おこし協力隊についてのご質問がありました。

初めに、3年間の活動の検証についてであります。当町では、令和5年度から隊員を配置し、現在は9名の隊員が町の課題解決や地域の活性化につながる活動を、町民や関係団体等と連携を図りながら行っております。隊員の活動期間は原則3年間までとなりますが、1年目は地域を知り関係性を築くこと、2年目は活動の本格的な実践により試行錯誤を重ねること、3年目は活動を発展させ地域への定住を目指すことに重点を置いて活動いただいております。

制度を活用してから3年になりますが、隊員の新たな視点による斬新な発想によって、これまで平泉で行われていなかった様々な取り組みが行われております。地域の活性化や交流人口の拡大、関係人口の創出等の成果に着実に結びついているものと認識しております。

特に任期3年目となる隊員3名は、今年度が活動の最終年度となりますが、耕作放棄地の課題解決にもつながる農業の6次産業化への取り組みや、中尊寺通りへの滞在型交流拠点となるカフェの開業や地域資源を活用した特産品開発、町政情報や防災情報を随時発信する町公式LINEの運用や、子どもたちへのプログラミング学習機会の提供など、地域課題の解決に向けて活動をつなげていただきました。

また、隊員9名の中には、協力隊の任期満了後の町への定住を見据えて既に5名が起業や事業承継を行ったほか、今後も数名が起業に向けた準備を進めております。地域おこし協力隊によるこうした新たな展開が町に長く根づいていくことで、地域の活力につながり、移住者や若者等を巻き込んだ新たな地域コミュニティーを構築するなど、持続可能なまちづくりに必ずや

つながるものと期待しております。

次に、令和8年度の地域おこし協力隊の農業分野での募集内容についてであります。現在、町内では新規就農者が徐々に増えつつある一方、高齢化や後継者不足で悩む農家も多くいる現状であります。今回の募集では、町内農産物の魅力を探求し、農業で稼ぐ方法を模索し実践することにより、自分で稼げるようになることはもちろんですが、ほかの農家の方々やこれから就農を考えている方々のモデルになるような活動を期待するものであります。

この活動により、任期中に就農の準備をし、隊員卒業後には町内で就農していただき、任期中で得た知識や経験、ネットワーク等を生かして活動の展開を図り、農業で売上げ2,000万円を目指し、農業で地域の活性化を図っていくという募集内容でございます。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

真摯にご答弁をいただきました。

総括にあっては、平泉町の課題解決に向けてこの問題についてこの12年間、頭から離れることなく心配をしているという答弁をいただきました。

また、職員に対しましては、仕事が楽しくなければならないという、いずれ対話の精神を持って取り組んできたということだろうというように認識しているところであります。

さて、この様々な12年間の中で、これからも町民総参加のチーム平泉の力で持続可能なまちづくりをさらに前へ進めるという決意のようではありますが、この問題をひもとくと、町長の任期も今年8月だということになります。そして、この意気込みを感じるに、4期目を目指すのだなということも感じられますし、既に新聞報道2回ほどされておりました。この問題は、つまり衆議院の選挙終わったあたりは、青木町長やめるといううわさも立ちました。その後、また新聞に出たりしますから、私のお会いした人の中からやめると、いや、俺、聞いていないから分かりませんという話をしてきました。いずれ新聞報道は報道として、この場で4期目に向けての抱負なりをお聞かせいただきたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

先ほど答弁させていただきましたが、まず1点、断っておかなくてはならないのは、やるにしてもやめるにしても、いずれ日報さんにも日日さんにも取材、年内からいろいろと来ておりますけれども、こちらにしゃべってこちらにしゃべらないということではなくて、同時に表明するというものであります。そして、今までにやめるというお話を伺ったという先ほどの質問の中でありましたけれども、そういったことは一度もお話したことはございませんということをまずお断りしながらお話しさせていただきますが、いずれ先ほど12年間の取り組みをお話しさせていただきましたが、いずれそうした中でチーム平泉をしっかりとこの12年間で構築で

きてきているというふうに思っております。

昨年は長島、平泉、合併して70年という節目を迎え、そして新年度は新たなスタートでありますと同時に、世界遺産登録15年という節目の年、そして中尊寺伽藍が落慶されて900年という大きな節目の年を迎える年でありますと同時に、平泉町総合計画後期計画のスタートの年という大変大事な1年スタートというふうになると思います。

今まで町民、そして議会の皆様方にいろんな角度からご支援、そしてご協力いただきましたそうした多くの力に今後もさらに応えていくべき、そしてそれを今後さらに後世に伝える意味でも、大変大事な令和8年となると思いますし、今後の任期ということになると思います。そういった意味では、誠心誠意奮闘してまいりますので、今後とも議会の皆様方、そして町民各位のさらなるご支援とご協力を賜りたいというふうに思っております。

私から以上であります。

議 長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

いずれやる方向だということに解釈しましたから、多分、選挙になっても他の候補者はいないだろうと私、予測していますから、もう当選したと同じですから安心してください。

さて、それから町長が長きにわたって外交をなされてきたということでございますが、いずれこの12年間を振り返ってみても、外交の成果がなかなか見えてこないというのが現状だと思っております。いずれそういうことで、平泉町の一番開発されるような場所にあつては、スマートインターの辺りが一番開発をしやすい場所であろうというように考えていますが、いずれこの場所についてのこれまでもいろんなお話を伺ってまいりましたが、近い将来というか、将来的に何かそのような可能性のある部分はあるのでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

スマートインターチェンジ周辺の開発のお話でございました。

これまでも様々ご質問を受けて、その都度ご答弁をさせていただいておりますが、現在進行中ということになります。

町としましては、スマートインターチェンジができて、そこに1,100台の駐車場ができました。ご存知のとおりあそこが常に埋まっている状態かということ、そうではなくて、これ、スマートインターチェンジを造る際の条件ということもございました。あその場をやっぱり生かしていくためには、あの近辺にしっかりと人が集まる施設、これは商業施設であったり公園であったりあるいは体験農業だったり、様々考えられますけれども、これを役場が7ヘクタールを開発するというのではなくて、民間開発、民間の力をお借りしながら町に若者が集える、そして観光客も集える場所をつくっていかうというのが狙いでございます。

現在、それを主導するのは、民間開発になりますので、デベロッパーといわれる開発事業者

の方と協議を進めております。まだ社内協議の段階ということでございますが、印象的には、町としては非常にいい場所だというふうに言われて、ほかと比してもやはり観光客も平泉は多いので、そういった意味では場所としてはいいと。

ただ、現状が、物価高騰の中で開発建設費が昔と比べるとかなり高騰しているというところで、現在、大手のデベロッパーといわれる事業者であっても、全国で1つの開発とかそういったレベルでしか今できていないという現状であります。

その中でもデベロッパーからは候補地としては優良物件であるというふうなお話はいただいておりますので、その部分で町としては何ができる。全体を民間に丸投げということではなくて、例えば公園の部分についてあるいはライフラインについて町でしっかりサポートしつつ、民間の商業施設であったり公園であったりあるいは体験施設であったりというものについては、しっかりと民間の力をお借りするように、連携をした形での開発というのを目指しております。

現段階においてそれができないという段階ではまだいみせんけれども、間違いなく協議はずっと継続しておりますので、今後も実現に向けて鋭意努力してまいりたいというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

外交というのは、非常に難しいものだということは私も認識はしますが、いずれにしても、これは何ととってもやっぱり町長の外交だったり、そういうものが一番大事な部分だと思います。無駄なということは言いませんが、いずれにしても実りのある外交を今後も続けてほしいなというように願っているところでありますので、その決意を町長から伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

先ほどの質問の中で外交の成果がなかったのではないかなというご質問の中にありましたけれども、別に反論するわけではありませんが、実際、スマートインターをあそこに誘致できたことも、そして道の駅がああして今、開かれたことも、そしてガイダンスセンターもそのとおりですが、そうした今のエピカもなのですけれども、そういった総合的な部分では、皆さんの協力を得ながらこうしてやってこられたというのは、私1人の実績だけでなく、それぞれ町民皆さんが、そして議会の皆さんのご理解があったからこそ、こうして成り立ってきたものだというふうに思っております。

そういった意味では、今後も行政のトップとして、執行者のトップとして、そうした多くの課題に向けて一つ一つ、そして丁寧に、そして説明責任も果たしながら、そして皆さんの声もしっかりと受け止めながら、今後さらに推進してまいりますので、なお一層のお力添えを賜りたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

さて、1月には国政選挙が行われました。結果はいずれご案内のとおり新しい中道という党が大敗をしたと、これは現実でありますから申し上げますが、いずれこれまでは私の見方からすれば、町長は岩手の大御所大先生を支持されてこられたというのはそのとおりだと思います。否定はしないと思いますから言いますが、いずれ心配をされるというか、私が思うのは、今年度もいわゆる中央要望というもののお仕事があると思いますが、その時点でこれまでの大先生の秘書を通じて各省庁もやってこられました。今回どうするのだろうという私が心配することではありませんが、でもこれは町長と議長の連名で出していますから、知る必要があるだろうと、こんなふうに思いますので、お願いしたい。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

いずれ今までも、各省庁をはじめ、そして隣接する自治体等と連携し、なおかつ従来どおり私も38年議会活動をさせていただいております。その当時からその後もずっと、例えば選挙あったからないからということではなく、それとは全く別件でも従来交流を深めながら、町政推進のために進めさせていただいたところであります。今までも党派を超えて対応してまいりましたので、今後も今までどおり党派を超えて、議会とも一体となってさらに要望活動等を進めながら実行してまいりますので、今後ともなお一層のご指導を賜りたいと思います。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

今、党派を超えてということではございましたが、これまでは、宇田川さんという方を案内人に立てて各省庁を回っていました。

今回、彼はどこかの先生のところについたか分かりませんが、いずれにしても今回行くときのいわゆる案内役をどうするのかということをお聞きします。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

今までも固定してお願いしている状況にはございません。さらに党派を超えてお願いをしたり要望活動をやっていたいたり、一体的にやらせていただいておりますので、誰を通して誰を通さないでということは全くございませんので、そのことも含めながら、議会の皆様方にもご指導賜りながら推進してまいりたいと思いますと同時に、議会と町が一体となって進めてきている内容であるということもご承知だと思いますけれども、あえてここで答弁で言わせていただきます。

以上であります。

議 長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

いずれ今、申し上げているように、ずっと長いこと1人の先生を支持してこられました。これは、今回の選挙結果はそのとおりになったわけですから、これからの青木町政に何らかの影響があるものなのではないでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

従来どおり進めてまいりますので、そういった影響はないというふうに考えております。固定の一定の党とか一定の人を頼ってやってきたということではなく、先ほど答弁をさせていただいたとおりでありますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

議 長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

了解しました。これ以上言ってもしょうがないから、言いません。

それでは、次に移りますが、人口減少の問題であります。

人口減少問題については、本町に限らず全国的に人口が減っているというのはそのとおり承知をしております。

令和7年に平泉町で何人生まれて何人死亡しましたか、お知らせください。

議 長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

出生数については、当課のほうから答弁させていただきます。

令和7年度で、2月末現在で14名のお子さんが出生しております。

以上です。

10番（千葉勝男君）

死亡者が114名です。

生まれるのが14名、亡くなる人が114名、これは町でシミュレーションしているのよりもっと加速すると私は思いますが、シミュレーション甘いですよ、多分。

それはそれとして、私はやっぱりこうして長いこと議会にお世話になっていきますから、それから皆さんより大分長く生きていますから、それは多少の考え方というものは違うかもしれませんが。私たちのあたりは、大分どこのうちでもこどもがいる時代でしたし、今、ひなたにいる方々はだんだん少なくなってきた、それに慣れた時代の人ですから、あまり感じないかもしれません。

しかし、やっぱりこの町を維持するということは、人口減っていても、いろんなことで何だか交流人口だか何だかわけの分からないこと言っていますが、それはこの人口にはなりません。

今回ここで申し上げたいのは、やっぱり職員の居住というタイトルで質問していますが、何かないのかという思いで私もここに立っています。答弁の中には、やっぱり職員はそれぞれ優秀な職員を集めるために、町内とかというのに限らず他市町村のほうからも募集して、職員をさっきの町長のお話のようにやっているのだと、それはそのとおりなのですが、私が言いたいのは、何かこの人口減少に少しでもつながるものはないのかという思いからそんな質問をしてまいりました。

これは提案になるかならないか分かりませんが、毎年職員を募集していると思います。そのときに職員採用に当たって、受験の資格として町内に移住可能な方と試験案内に記載してはどうでしょうかというご提案です。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

今、議員から職員募集に関して町内移住といったことをPRするということのご提案ございましたけれども、議員が最初に申されたとおりに居住の自由ということで、取扱的にはやはりその辺の義務化というか、そういう表現はなかなか難しいと思われまいますので、例えば平泉町に居住することを推奨するといったような表現であるとか、今、住居を平泉町に積極的に移住政策に取り組んでいるといったようなところを職員募集のところでPRするということは可能かとは思いますが。その受験資格としての要件ということはなかなか難しいのではないかなというふうに捉えております。

議長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

極端に言いましたから、それはそのとおりだと思いますが、いずれにしても何らかの形でできないはずはないだろうなというように思っていますので、今、総務課長が言われたように、少しでも1人でも2人でもいいからここに住んでほしいなというように思っているし、やっぱりご答弁でもいただきましたが、職員が町内に移住するということは、災害時の初動体制だったり、その確立も望ましいと私は認識していますので、ぜひできる限りの最大限の努力をして、人口減少に1人でも2人でも歯止めがかかるようにやってほしいなということでもあります。

次には公民館跡地ですが、この公民館跡地は今、更地になったということでございますし、町営住宅が何戸か残っていますが、去年末に多分、1戸はいなくなったと思います。長島のほうに引っ越された方がいますから、多分いなくなっただろうという、確認はしていませんが、いずれあと何戸残っているか分かりませんが、いずれ環境的にあそこも含めて、非常にそれ以外に使えるいい場所なのだろうなというように思いますし、このお答えの中では、文化庁ある

いは県関係機関と密に連絡を取って、あるいは専門家も含めて、事業に伴うことを相談していきたいということのようです。あと、最後のほうの下りに、最終判断にあつては、町民の皆様のご意見を頂戴をしながらということに載っていました。

そこで、私が考えるには、あそこ一帯は非常に静かない場所であるからして、公園に、金鶏山公園だったり、そういうものにどうなのかなというように思います。私の構想は、あそこにみだりに土を動かすことはできないと思うから、青写真をさっと描いてみて、この場所は例えば桜の木を植えるとか、何かこっちは何かをすとかというように私なりに思いましたが、どんなものでしょう。

議 長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

今、議員から具体的なご提案、公園整備というお話ございましたけれども、そのお話ももつともで、金鶏山という実際の世界遺産のバッファゾーンということで、それに関連する土地利用であろうかと思います。

それで、最終的にというようなこういう表現で、町長答弁申し上げていますのは、やはり暫定的な土地利用というのもあるかと思います。つまりは一時的に何かしらの旧図書館の土地利用が駐車場利用というようなこともございまして、ですので、まず1つは遊休資産として遊ばせておかないで、一時的に活用を図って幾らでも歳入を確保するという、そういう視点と、それからやはり重要な場所でありますから、最終的にどのような活用にするかというのは、まさに政策的な判断、その中でいろんな民間の提案をいただいたり、住民合意を得るという必要がございますので、今の議員の提案ももちろん含めまして、様々な角度から検討することが必要であろうというふうに考えております。ありがとうございます。

議 長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

いずれ平泉町にも公園的な場所がないのですよ。からして、どうなのだろうなという思いがあつて、今、話をしたところでございますので、十分ないろんな方々とも協議をしながら、いいものをあの場所に造ってほしいなと思いながら、そんな話をしていました。

いずれ住宅の町営住宅の何戸残っているかということのその課題は、立ち退きをさせるというわけにもいかないと思いますから、それはそれとしても何か方法がないものなのかなと。あと2戸、何戸残っていますか。

議 長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

花立住宅につきましては、7戸分が残っております。アスベスト調査を今年しまして、その状況によって撤去するのに補助がつくかどうかということをやっといろいろ調べている状況

ですし、今残っている方々に毎年２月頃ですか、入居あっせんということで、上野台住宅とか高田前住宅のほうに移ってもらえるような入居あっせんのほうは説明しているのですが、なかなか今住んでいるところがいいとか、値段がちょっと高くなるとかということで、移ってもらえないような状況でございます。

議長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

１０番（千葉勝男君）

それを無理にというわけにはいきませんから、それはできる限りという話を私はします。

それでは、一番最後になりますが、地域おこし協力隊ということで、今回、各世帯に広報と一緒に活動のレポートが回りました。これは非常によかったなというように思います。これ、私だけだとは思いますが、初めて見る顔もあります。知るのは勝川さんとか新井さん、この方は分かりますが、それ以外の方は分かりません。

いいものを渡していただいたし、それから今回このことを取り上げましたのは、中尊寺通りのいわゆる活性化をするのだということで、踏切渡ってすぐのところの左側に昔、民家というおそば屋さんがあったわけでございますが、その後に河野さんという方がカフェを始めたということです。これは週に何回やるものだから分かりませんが、いずれ毎日でないのはそのとおりだと思います。それから、この関係で言いますと、地元の皆さんというか親類の話ではございますけれども、とても私たちではお値段の関係でなかなか行かないよというお話でした。観光客相手だけでやるのだというのであれば別なのだけでも、やっぱりこれは町民にも愛される店ではないといけないのではないかというように私は思っていました。これ、どうこうしろとは言いませんが、いずれにしても町民にも好んで足を運んでいただくような店にしていかなないと、長続きしないのだろうというように思っていますが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

地域おこし協力隊の河野隊員の店舗が中尊寺通りの旧民家に昨年３月にグランドオープンして営業しておりますが、毎日ではなくて、週末というか月曜日は休みだったと思うのですが、水曜日から日曜日まで営業しているというふうにお聞きしております。それで観光客の方も行っておりますし、あと地元の方、特に今のお店の場所が１２区地域でありますので、１２区の方々も利用したり、地域近辺の方々とか、そういったいろんな団体も使っているということは聞いているというふうに思いますし、役場の方々もお昼に行ったこともありますしということで、いわゆる観光客のみならず役場、地域の方々も利用しているということでありますが、ただ、議員おっしゃるとおりいろんな地元にも愛される、理解される店でなければなかなか長続きしない。

まだ１年ぐらいでありますので、そういった維持できるというのはなかなか難しいところあるのですが、中尊寺通り活性化ということありましたので、今後、そこの一つのモデル

ケースとして新たな中尊寺通りにお店をできるような形で、新たな支援策、補助金制度というものを4月から創設しようということで今、考えておりますので、中尊寺通りまたは毛越寺通りの活性化に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

それでは、稼ぐ農業という部分でございますが、稼ぐ農業ということで2,000万を目標とするのだということで募集したと思います。お一人様ですか、お二人様ですか。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

募集は1名でございましたが、2名応募来ておりまして、その何名採用するかについては、現在検討中でございます。

議長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

まだはっきりしないのですか。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

現在、選考過程中でございます。

議長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

それでは、地域おこし協力隊というのは3年契約だということになっていました。3年を過ぎるといよいよほかに流れる人もあるだろうし、それをお引き止めするということはできないと思いますから、自由です。この9名の中で今後も平泉に住みたい、ここに移住したいという方がおられますか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

令和5年度から制度を導入した時点で、県内では一番最後に取り組んだのが平泉町でしたけれども、その際に遅く取り組んだメリットといいますか、各県あるいは各自治体のいい例、悪い例というのが結構出ていましたので、当町では職員としての採用、会計年度任用職員としての任用ではなくて、業務委託型ということで、より起業につながってより地元に残る方法ということで、業務委託型を採用してございます。その中で町長答弁にもありました1年目はまず

地域をよく知って、最初から成果を出そうというふうに思わないで、まずは親しめるような環境をつくろうということ、2年目にいろいろチャレンジしてみて、その中で起業をし、そして自分の会社として活動を継続できるようにというふうなことで目指してやってきました。

申し上げましたとおり、9名のうちもう既に5名が起業しておりますので、その拠点は平泉です。会社として平泉に登録をしているという状況ですので、これは退任後も平泉で活動を継続していただけるものというふうに期待をしてございますし、残る数名についても引き続き起業を目指しておりますので、多くの皆さんが平泉に残った形での活動の継続ということを期待をしているところでございました。具体的に何人残るというのはまだ現段階では決まっておりますが。

議長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

ヤーコンの新井さんですが、3年も前からヤーコンを作って、いろいろと研究をなされて、最初の頃はインターのところのリサイクルするトイレに使うのだというのが目的だったと思います。その関係だったわけですが、残念ながら会社が駄目になったということで、ほかにヤーコンを回すということになっていましたが、いずれにしても今現在、ヤーコンの栽培状況とそれから利用状況ですか、そんなものを教えてほしいなと思います。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

ヤーコンの栽培状況でございますが、ヤーコンの研究会ございまして、7名で栽培をしております。面積では15アールの面積で、株数は900株を定植、令和7年度はしております。しかし、収穫は令和7年は高温障害が発生しまして、目標としましては1,500キロから2,500キロを目標としておりましたけれども、結果的には600キロ弱というような収穫でございました。

それで、その行先でございますけれども、一番多いのは一関地区の学校給食センター、そちらのほうに多く行っておりまして、240キロほどですね。あとそのほかは町内の教育施設の給食等に使っていただいたり、町内の飲食店で使っていただいたりというようなところでございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

この地域おこし協力隊というのは、いずれ移住、地域活性化の仕事へのチャレンジだということで、総務省の事業だと思いますが、平泉町としてもこの協力隊員を地域おこしの即戦力として位置づけ、新しい視点での地域活性化と将来的な定住者獲得を同時に目指していると思いますので、その実現に向けてこれからも協力隊の皆さんに頑張ってもらいたいなというように思い

ます。

あの協力隊の皆さんは、いずれこれが本業ではなくて、アルバイトも可能だということになっていますから、できるだけこっちのほうに集中してほしいなというふうに願って、私の質問を終わらせていただきます。

議長（高橋拓生君）

これで千葉勝男議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 4時28分

再開 午後 4時39分

議長（高橋拓生君）

それでは、再開いたします。

本日の会議時間は予定より遅れておりますので、あらかじめ延長することをお伝えしておきます。

通告4番、千葉多嘉男議員、登壇、質問願います。

2番、千葉多嘉男議員。

2番（千葉多嘉男君）

通告4番、千葉多嘉男でございます。

それでは、通告に沿って質問をさせていただきます。

まず、一番最初でございますが、自治体DXの推進について質問させていただきます。

自治体におけるDX推進の意義として、政府においてデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして、デジタルの活用により一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化が示されました。このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要とされております。

自治体においては、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等活用により、業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことが求められています。

さらには、データが価値創造の源泉であることについて認識を共有し、データの様式の統一化等を図りつつ、多様な主体によるデータの円滑な流通を推進することによって、エビデンスに基づく政策立案等により自らの行政の効率化・高度化を図るとともに、多様な主体との連携により、民間のデジタルビジネスなど新たな価値等が創出されることが期待されるとしております。

そこで、平泉町においては、人口減少が進む中で従来と同じ行政運営を続けることは困難であり、職員数の制約を前提とした業務の効率化やDXの推進を図るべきと思いますが、見解を

伺います。

2 点目でございます。柳之御所遺跡の追加登録と政庁等の復元整備についてでございます。

1 つ目、（１）といたしまして、柳之御所遺跡については、平安末期から鎌倉初期の政治や文化を示す重要な遺跡であり、平泉の歴史的価値を補完する役割があると評価されております。世界遺産登録への追加・拡張によって、平泉全体の歴史文化的価値をより包括的に伝えることができることから、早期に追加登録を進めるべきと考えるが、見解を伺います。

（２）でございます。遺跡内におきましては、遊歩道の整備がされ、説明板の設置により周回できる環境にはなっておりますが、リアル感に乏しい状態になっております。政庁等の復元整備を行うことで、平泉世界遺産ガイダンスセンターと一体となった新たな観光拠点として観光客の増加が期待されることから、早期に整備を進めるべきと考えるが、見解を伺います。

私からの質問は以上でございます。よろしくお願いします。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

千葉多嘉男議員からのご質問にお答えをいたします。

初めに、自治体D Xの推進についてのご質問がありました。

議員ご指摘のとおり、当町においても生産年齢人口の減少に伴う職員数の制約は避けられない状況にあり、これに起因する労働力不足は今後の行政運営において最重要課題の一つであると認識しております。限られた人的資源の中で住民サービスの質を維持・向上させていくためには、デジタル技術を活用した業務効率化、すなわち自治体D Xの推進が不可欠であります。

D Xの推進に当たっては、既存の業務を単にデジタルに置き換えるだけでなく、業務そのものを抜本的に見直すビジネス・プロセス・リエンジニアリングの視点が極めて重要であります。略してB P Rといいます。デジタル技術はあくまで職員が人でなければできない業務に注力するための時間を生み出す手段であると捉え、取り組みを進めております。

具体的には、令和４年度に設置したD X推進ワーキンググループを中心に、着実な成果を積み重ねております。令和６年度幼稚園・保育所I C Tシステムを導入し、出欠や登校園の管理などをアプリ等で園と保護者が連携する仕組みを構築しました。朝の業務時間が効率化され、職員がより一層園児と向き合う保育の時間に注力できる環境が整いつつあります。

また、岩手県電子申請サービスを導入し、現在は保健センターを中心に健診の意向確認や各種がん検診の受診状況調査等に活用し、町民の皆様の利便性向上を目的に、さらなる電子申請項目の拡大に努めております。

職員の内部事務においては、A I議事録システムや文書作成A Iサービスなど、業務効率化に寄与するデジタル技術も取り入れているところであります。

一方で、高齢者をはじめとする情報弱者への配慮も欠かせません。情報格差、いわゆるデジタルデバイドの解消に向け、昨年度より総務省の事業を活用したスマートフォン講座相談会を町内２か所で実施しております。これまでに延べ53回開催し、261名の方にご参加いただくなど、

着実な普及啓発につながっております。

デジタル技術の導入は、目的ではなくあくまで住民福祉の向上を実現するための手段であります。業務手順の抜本的な見直しと合わせ、デジタル化によって創出した時間を人にしかできない温もりのある行政サービスへと還元していくことが、当町の目指すDXの姿であります。今後も全庁一丸となってこの変革の取り組みを一層加速させてまいります。

私からは以上でございます。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

千葉多嘉男議員からのご質問にお答えいたします。

柳之御所遺跡の世界遺産の拡張登録についてのご質問がありました。

平泉の文化遺産の拡張登録に向けた取り組みについては、平成23年の世界遺産の登録の際に除外された5資産の拡張登録を目指して、当町と岩手県、一関市、奥州市の4者で調査研究を進めてまいりました。その後、令和5年8月の関係者会議において、専門家の意見を踏まえて柳之御所遺跡を追加する資産として、申請に向けた取り組みを進めることで合意したところでございます。

この合意を受け、現在、柳之御所遺跡の拡張登録に向けて、県と連携しながら拡張登録への第1段階となる事前評価申請書を作成しております。事前許可申請書の作成に当たっては、無量光院造営時に柳之御所遺跡が大改修されていることから、居館と寺院が一体となり、奥州藤原氏が目指した浄土を表したとする論理による価値証明を検討しており、早期の提出に向けて文化庁、有識者の方にご意見をいただきながら取り組みを進めているところでございます。

次に、柳之御所遺跡の復元整備についてのご質問がありました。

柳之御所遺跡については、昭和63年から開始した北上川堤防及び平泉バイパス建設事業に係る大規模な発掘調査により大きな成果を上げ、平成9年3月に国の史跡指定を受けたところであります。その後、岩手県教育委員会により史跡の復元整備や発掘調査、公園化事業が進められるとともに、令和3年に県立平泉世界遺産ガイダンスセンターが設置され、公開活動が進められております。

柳之御所遺跡の整備は、堀の立体的な復元整備をはじめ、建物跡、道路跡、苑池等の整備が行われているほか、井戸や汚物廃棄穴等の当時の生活が想像できる施設の展示も行われております。

議員ご指摘の中心建物の復元整備につきましては、平成29年度に改定した柳之御所遺跡整備計画において、上部構造の検討をCG作成等と合わせて進め、堀外部地区の整備が完了以降の整備計画に反映できるよう調整を図るとされており、完成までにはまだ時間がかかることが予想されます。中心建物の復元によって、多くの来訪者が現地で当時の柳之御所に思いをはせ、さらに歴史的価値の発信と地域の誇りとなることも期待できるため、早期の復元に向けて引き続き県へ要望を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

それでは、引き続き再質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、デジタル技術の推進についてでございますが、国から自治体DXの推進計画の対象期間として、令和3年1月から令和8年3月までを対象として全体手順書を示され、DXの推進を図ることとされておりますが、全体手順書に示されているステップゼロのDX認識共有、機運醸成、ステップ1の全体方針の決定、ステップ2の推進体制の整備、ステップ3のDXの取り組みの実行について、それぞれの進捗状況について伺います。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

ご質問の5年間におけるDXの認識共有、それから全体方針の決定、推進体制の整備、取り組みの実行についてでございますが、まず令和3年度から自治体DXの取り組みを開始いたしまして、DX推進本部、DX推進委員会を設置し、また、DX推進計画を策定いたしました。職員全体に向けました自治体DX勉強会を開催したことが、初年度の主な取り組みでございます。

そしてまた、令和4年度からは推進活動の実働を担うDX推進ワーキンググループを設置いたしまして、各課選任の職員とデジタル人材の位置づけとしまして、DX推進に関する覚書を締結いたしましたNTT東日本岩手支店の社員の方と、地域おこし協力隊員として、人に優しいデジタル化推進プロジェクトをテーマに活動されております山内隊員、この2者にアドバイザーとして参画いただきながら、ワーキンググループ会議を定期的を開催し、DX推進に係る情報提供や各課ヒアリングなどを通じて取り組みを庁内で横断的に広げまして、実装に向けて協議し、合意形成が図られた事業を順次予算化、実装へとつなげ、進展させているところでございます。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

それで、次でございますが、現在、当町においてオンライン化されている行政手続の現状と今後の拡充予定はどうなっているのかお伺いします。

また、職員の業務時間削減を目的としたDXの数値目標を設定すべきと考えるが、考えをお伺いします。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

ご質問の現在、町民の方が利用できるオンライン申請のツールといたしましては、大きく2つございまして、まず1つは国が運営するオンラインサービス、マイナポータルの中で提供されております「ぴったりサービス」「引越しワンストップサービス」と、2つ目が岩手県の「電子申請サービス」となります。

ぴったりサービスについてですけれども、妊娠、子育て、介護に関連する26手続がございまして、本年1月からは個人住民税の申告についても利用できるようになりまして、こちらも税務課のほうからPRさせていただいているところでございます。

引越しワンストップサービスにおきましては、転出届や転入・転居予定連絡が可能となっております。

一方、岩手県の電子申請サービスにおきましては、現在、保健センターを中心に健診の意向確認や各種健診の受診状況調査等で活用しており、これ、町長答弁にございましたけれども、また、国政選挙における期日前投票立会人の募集もこれを活用しまして行いまして、応募者の登用に至ったというような実績もございます。

今後とも申請項目を増やしていきたいというふうに検討しているところでございます。

さらに事業所向けといたしまして、デジタル田園都市国家構想推進交付金を活用いたしまして、県南地区の8市町村をはじめ14団体で構成する地域間連携事業といたしまして、競争入札参加資格審査申請のオンライン申請システムを共同で整備しているところでございまして、現在は全ての団体が電子申請のみで運用しているといったような状況でございます。

2つ目のご質問の職員の業務時間の削減につきましては、行政運営における大きな課題となっておりまして、具体的な取り組みは、来年度、組織全体の業務量調査を行うことを今年度のワーキンググループの中で合意を図っておりまして、調査の結果を分析いたしまして、ソフト面での業務手順の見直しと小さな改善を積み上げ、業務改善効率化へとつなげ、具体的なデジタル技術の導入転換へと展開していくことを考えてございます。

現在は数値した業務時間削減の目標は設定しておりませんが、調査により業務量が見えてくることで、標準的な事務処理の所要時間から数値目標の設定も可能になってくると考えております。

また、参考までに文書AIサービスを活用している中で、AIのほうで平泉町における利用者32名いる中でのAIのほうで業務削減時間が算出されておりまして、月平均で42時間25分の削減効果があるというような、これはAIが判断しているところでございます。それは人が作る例えば文章とかがAIで活用することによって効率化されたといったような時間でございまして、AI議事録サービスにおきましても、現在は今年度は地域懇談会もございましたけれども、250時間の契約のうち204時間を活用するといったようなところで、今申し上げた地域懇談会以外に、農地座談会とか各種委員会をこれまでイヤホンで聞いて議事録でまとめていたものが、AI議事録を活用することによって、それを補完するような形で議事録を作成するような形となっておりますので、今後、そういった具体的な数値目標が設定できれば設定してまいりたいと思います。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

業務時間外削減につきましては、職員の健康問題とも関わりますので、ワーキンググループでも早期な解決を求めたいと思いますので、よろしくお願いします。

次、3 番目でございます。情報漏えいの多くは人的ミスによるものだと思っておりますが、職員への教育研修をどのように行っているのか伺います。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

情報漏えいの関係でございますが、職員への研修ということでは、新採用職員を対象にいたしまして、個人情報あるいは特定個人情報、これの取扱い、そして外部記録媒体、U S B などの適性な取扱いについて研修をしております。

その中では、実際に他の自治体で起きた情報漏えいの事例などもお示しをしながら、気をつける点、留意点について盛り込んだ研修を実施しているところでございます。

このほか特定個人情報の管理状況監査というものを実施しておりまして、私が庁内の各課を回って、実際にデータの管理方法であったりというものを監査をさせていただいて、その場での指摘事項あるいは改善事項などもその場でお示しあるいは後日お示しをしながら、研修以外でも適切な情報の扱いを徹底をしているというところでございます。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

次、システムの運用を外部委託していると思いますが、そのときの委託先のセキュリティー体制をどのように確認しているのか伺います。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

個人情報が含まれる情報を委託している者、特に基幹系システムと言われます住民基本台帳であったりとか税の関係などについてになりますが、システム運用を外部委託をしているわけでございますけれども、この際に委託契約を締結いたしますが、その際、特定個人情報の取扱いに関する覚書または委託契約約款の中で個人情報取扱い特記事項というものを遵守する旨を定めているところでございます。

これにつきましては、個人番号その他の特定個人情報の取扱いが安全に行われ、適切な保護を図っていただくということを目的としているものでございまして、情報の利用の制限、それから情報の管理、監督者の報告、監査、研修、事故発生時の対応について定めておりまして、この覚書等に基づきまして、委託先のセキュリティー体制を書面で提出をいただいて確認はし

ているところでございます。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

次に、情報漏えいが発生、なければよいのですけれども、情報漏えいが発生した場合の対応マニュアルにつきまして、整備されているのか伺います。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

この情報漏えいについては、おっしゃったとおりないことにしたことはありませんが、万が一起きたときの対応というのが非常に大事になってくると思います。

当町では、平泉町情報セキュリティインシデント対策要領というものを定めております。情報セキュリティインシデント、そういう事案が発生した際あるいはセキュリティポリシーというのがあるわけですが、その違反、これによりまして情報資産へのセキュリティ侵害が発生した場合にまたはそのおそれがある場合に、連絡の手段であったり、あとは大事になってきます証拠の保全です。どういったことが起きたかということ、それをなくさないで保全をしていく。そして被害拡大防止に向けた対応、それから、次の段階に行くと復旧、そして再発防止策、これらの措置を適切に実施するということで、被害の最小化、そして未然防止を図っていくというような目的で定めております。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

情報漏えいについてはやはり大変な問題なので、この辺はしっかりと対策をしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

次に、自治体DXを推進する上で、専門人材の不足が最大の課題と認識しておりますが、DX推進を担う専門人材を確保していくべきと思いますが、見解を伺います。

また、十分な能力、スキルや経験を持つ職員を配置することが困難な場合や、特に高度なデジタル分野、スキルが求められる場合には、外部人材の活用も必要と思われますが、見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

なかなか平泉町独自に専門的な人材を採用、雇用するというのは難しいわけでございまして、先ほど答弁申し上げましたDXワーキンググループにおいてアドバイザーとして参画いただいておりますNTT東日本岩手支店の社員の方でありますとか、山内隊員のほうからDX推進の取り組みに関して、例えばドローン活用等について様々な角度から助言とか専門的な情報提

供をいただいているところでございます。そして、来年度も継続的に参画いただくようなことは、N T T東日本様から了諾はいただいているところでございます。

そして、外部人材の登用に関しましては、今、岩手県でもこれは県下市町村含めて取り組んでございますが、岩手県の取り組みといたしまして、各市町村のD Xの加速に向けまして、新たに専門員を自治体D Xアクセラレータとして、市町村からの要請に応じて派遣するというところで、地域のスマート農業推進など産業分野にも、助言や技術的な伴走支援を行う方針であるとの情報もございます。

県の電子申請サービスの共同利用をはじめ、県及び県内市町村との連携によりD Xを加速させていくことは、費用対効果の面でも大きなメリットがありますので、自治体D Xアクセラレータの活用も含めて、広域的な視点で専門的な知見の確保にも努めてまいりたいと考えております。

議 長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

次になります。職員を対象とした研修やっているとありますが、研修を受けて終わりになっていないか伺います。

議 長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

先ほど申し上げましたとおりの研修を受講した後は、それを日々の業務で実践をしているというところでございますし、先ほども申し上げました特定個人情報の管理情報監査というのも、私、毎年やっておりますので、その中で業務にしっかり生かしているというところでございます。

D Xの面についてですけれども、次年度、令和8年度につきましては、生成A Iの活用による業務改善、これにつなげていくというふうな研修を予定しておりますので、これによって業務改善につながっていくというふうなところを目指しているところでございます。

議 長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

研修を行った結果、その研修内容が実際の業務改善につながった事例はあるか伺います。

議 長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

先ほども申し上げましたけれども、他の自治体の例なども参考に研修をさせていただいておまして、その中で特に当町にも来ているのですが、疑わしいメールといいますか、詐欺メールであったりとかフィッシングメール、こういうものも届いているのですが、そういったとこ

ろの早期報告あるいは確認、これが定着しているということがあります。被害を未然に防いでいるというものにつながっているというふうに思います。

それから、外部記録媒体の取扱いルール、U S B、これも徹底しておりますので、持ち出し手続の適正化、こういったもので研修が実務に展開をされているところでございます。

D Xの面では、直近の例ですけれども、地域懇談会、昨年21行政区で実施をしたわけですが、先ほど答弁の中にもありましたA I議事録というのを活用するようにいたしまして、今回初めて活用したわけですが、これまでは職員がスピーカーといいますか、イヤホンでずっと何時間も聞いて手動で起こしていたわけですが、このA I議事録はもう既に字になりますので、そこからすぐ要約はできるというふうなことで、大幅なこの事業の時間の短縮につながっているというふうな事例もございます。

議 長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

D X推進について最後の質問になりますが、町長本人に質問させていただきます。

自治体D Xは現場任せでは進まないと考えますが、町長自身はどの程度具体的に関与しているのか伺います。

議 長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

実際のところ、私がそれをチェックするという体制のところでは行き届いていないということとは現実であります。私が、執行者が全てに目をやるということは大事なことでありますけれども、その取り組みを、例えばD Xのみならずそれぞれ担当課、担当課で専門的にというよりも、随時研修も積み重ねながら、そして間違いが起こらないように、他とも連携取りながらやっていただいておりますので、総合的に私の中でこれはどうなっているのだとか、今後どう進めていくなという、そういった情報は聞くような体制にはしておりますけれども、私自身が技術的なことについてはあまり知り得ていないというのも事実ではありますけれども、そういった意味では、より専門的に、そして常時業務に遂行しているそういった職員がしっかりと管理していくことが、最も現場での大事なところだというふうに思っておりますので、全く私が注視しないで全てお願いしているとか、手放しでお願いしているという、そういうものではないというふうにご理解いただきたいというふうに思います。

議 長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

同じ質問を副町長にお伺いしたいのですけれども、どの程度まで関与しているかお知らせ願います。

議 長（高橋拓生君）

菅原副町長。

副町長（菅原幹成君）

この自治体DXの推進につきましては、令和3年度から始まっておりまして、私もその当時の総務課長で担当しておりました。そうしたことから計画をつくって、この5年間の進行を見てきております。そして、令和4年からワーキンググループをつくって、実質的な担当レベルでの協議を行ってきておりまして、その都度、その内容については報告してきておりますので、今のこの現状、5年間の現状については承知しているというところであります。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

急な質問にお答えいただきましてありがとうございました。

続きまして、柳之御所遺跡の追加登録と政庁等の復元整備について再質問させていただきます。

追加登録に向けて第1段階となる事前評価申請書の作成に取り組んでいるとのことですが、進捗状況についてお知らせ願います。

議長（高橋拓生君）

高橋世界遺産推進室長。

世界遺産推進室長（高橋国博君）

事前評価申請書の進捗状況についてということのご質問ですが、現在の状況につきましては、教育長答弁にもありましたとおり、奥州藤原氏が描いた世界ということで、居館の柳之御所、そして寺院の無量光院が一体となり、浄土を目指したという論理によりまして、価値証明を検討しているといったところでございます。

具体的には、現在の世界遺産平泉の特徴につきましては、寺院や浄土庭園から成る芸術作品の集合体ということで評価されているところですが、拡張登録ではさらに奥州藤原氏が目指した理想郷の表現につきまして、寺院と浄土庭園、さらに居館が一体となって、これまでの資産価値をさらに高める価値証明の表現方法について、専門家の方からご意見、ご指導をいただきながら検討しているといったところでございます。

まずはイコモスの事前評価申請書の提出に向けまして、国の文化審議会の下承をいただけるようにということで作業を進めているといったところでございます。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

最終的な追加登録に向けたスケジュールがもし分かっているのであれば、お知らせ願いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

高橋世界遺産推進室長。

世界遺産推進室長（高橋国博君）

拡張登録に向けたスケジュールのついてのご質問ということでございますが、世界遺産登録に至るプロセスが変更もあったというところでございます。変更になったというところにつきましては、世界遺産の推薦書の提出の前に、I C O M O S の諮問機関であるイコモスに事前評価を受けるというのが、今現在、義務化されているといったところでございます。この制度によりまして、事前にイコモスより助言を受けるということで、より質の高い申請書を作成するといったことができますし、登録に向けて着実にステップを踏むことができるということになります。

また、スケジュールにつきましては、まず事前評価申請書を提出しまして、その1年後に事前評価の結果を受理すると、その後に申請書を作成、提出ということになります。その後、イコモスの現地調査を経て、世界遺産委員会での登録の可否が決定されるというものになります。このため、登録までの期間につきましては、順調に進みましても、事前評価申請書の提出から4年はかかるというものになるといったところでございます。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

政庁跡の整備には時間がかかるということでございますが、理由として考えられることは何かあるのかお知らせ願いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

高橋平泉文化遺産センター館長。

平泉文化遺産センター館長（高橋国博君）

中心建物の復元整備に向けた課題といったところでございますが、柳之御所の遺跡の整備に向けましては、県教育委員会のほうで基本計画を平成29年度に堀外部地区も含めた形で改定しておりまして、これまで堀内部地区の整備工事あるいはガイダンスセンターの整備工事が行われてきたといったところでございます。

また、これまでの建物復元に向けた調査研究につきましては、木材の樹種や土壁などについて一定の研究成果が出ているといったところでございますが、比較する同じ年代の現存する建物の類例が少ないことといったことなどの多くの課題がありますので、これからも時間がかかるといったことが想定されるといったところでございます。

現在は、将来的な復元整備を見据えまして、碎石による平面的な規模で表示しているといったところでございます。現地での建物の規模を体感し浄土を感じできるように、引き続き県に対しましては、早期の建物復元に向けまして要望をしてまいりたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

建物の復元につきまして、早期の実現を図るためにさらなる県への要望を求めたいと思いま

す。

次に、柳之御所遺跡の往時の姿を理解するために、必要な遺構の整備だけではなく、観光客等へのもてなしとしてベンチやあずまやなどの休憩できる施設も必要と思いますが、見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

高橋平泉文化遺産センター館長。

平泉文化遺産センター館長（高橋国博君）

ベンチやあずまやの整備についてというご質問についてですが、このベンチやあずまやの便益施設の整備につきましては、有識者によります平泉遺跡群遺跡整備推進会議というものがありますが、この会議の席上でも度々議論されてきたといったところでございます。柳之御所遺跡内では、ご指摘のとおり来訪者の方が休憩するベンチやあずまやもなく、特に夏の暑いときなどは遺跡内に木陰もないといったところで、施設管理上、健康的にも休憩施設は必要であるというふうに感じているところでございます。

いずれ史跡の来訪者への利便性の向上といったところでも必要な施設ということになりますので、今後、必要に応じまして県に要望をしまいたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

あずまやは無理だとしても、簡易的なベンチは設置できると思いますので、その辺は県教委のほうに強く要望していただければと思いますので、よろしくお願いします。

次に、今の観自在王院跡におきましては、様々なイベントを開催して、町民及び観光客の来訪により、イベント効果による町内での経済の活性化に波及されているとっておりますが、柳之御所史跡公園におきましても、観光客の誘客と経済効果の波及が想定されるため、道の駅と平泉世界遺産ガイダンスセンターとのコラボによるイベントの開催の可能性について見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

高橋平泉文化遺産センター館長。

平泉文化遺産センター館長（高橋国博君）

柳之御所遺跡でのイベントの開催というご質問についてでございますが、柳之御所遺跡でのイベント開催ということになれば、史跡を活用したまちづくりの一環ということで、住民の方あるいは観光客の方の関心を引きまして、地域経済やコミュニティ活性化と、さらには史跡の愛着と理解が一層図られるものではないかなというふうに思います。

また、柳之御所遺跡の周辺には、地域の拠点施設ということが集まっている場所でございますので、県や周辺施設と連携を図りながら、イベントの開催に向けて検討してまいりたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

柳之御所の中で公有化された土地の中でも、史跡公園化されず雑草が繁茂している堀の外部地区が隣接していますが、岩手県の教育委員会から地域団体が外部委託を受け、草刈りによる維持管理をしている状況でございますが、それも年5回の草刈りでありまして、史跡公園化されている堀内部地区と比較しても整備状況も見劣りしている現状でございます。そこで堀の外部地区について、整備範囲を広げる史跡公園として整備を進めていくことで、一体となった史跡公園として活用しやすい環境づくりが図られると思いますが、見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

高橋平泉文化遺産センター館長。

平泉文化遺産センター館長（高橋国博君）

堀外部地区への史跡整備といったところの質問でございますが、まず、柳之御所遺跡につきましては、周囲の堀の区画によりまして、東側を堀内部地区、西側を堀外部地区というふうに区分されているといったところでございます。

現在、堀内部地区の整備はおおむね完了いたしまして、公開活用が進められているといったところです。その分、その堀外部地区につきましては、現在、調査を行っておりまして、中尊寺の方向に延びる道路跡あるいは屋敷跡が多数確認されているといったところでございますが、まだまだ調査を行っているといったところで、不明な点が多く、県教委によりまして発掘調査あるいは基本情報の整理が行われているといったところでございます。

また、平成29年度に整備計画が堀外部地区を含めた形で改定されておりますし、令和5年度には基本設計が策定されているといったところでございます。

今後、県教育委員会では、史跡整備を視野に入れまして発掘調査を行っているといったところでございますが、まだ微調査の部分や遺構の変遷、堀内部との関係性など不明な点も数多くありますので、今後も継続的な調査や検討が必要なのかなというふうに思っております。

いずれ史跡整備に向けましては、まだある一定の時間はちょっとかかるのかなといったところでございます。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

なるべく早く発掘調査が終わって、史跡公園整備されることを期待しております。

柳之御所遺跡の範囲で、県道沿線にカーポートが朽ち果て、周囲の草木も管理されず、景観を阻害している空き家が存在しております。平泉世界遺産ガイドンスセンターに近く、観光客の目にも留まり、不快な気持ちで観光していると思われます。該当となる土地と建物につきましては、年月が経過するごとに劣化が進んでいき、景観が悪化していくことが目に見えております。景観を保守するため、先行して用地等の取得をするべきと思うが、見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

高橋平泉文化遺産センター館長。

平泉文化遺産センター館長（高橋国博君）

史跡内の公有化の先行取得についてということのご質問かというふうにと思いますが、柳之御所遺跡の公有化事業につきましては、平成13年度から県教育委員会が主体となりまして、これまで整備対象予定地区を行っているといったところでございますが、いまだにまだ完了に至っていないといった状況ということでございます。このため、県教育委員会のほうでは、当面この範囲を公有化を優先に取り組んでいるといったところでございます。

ご指摘の史跡の外周部の公有化の計画につきましては、堀外部の整備がこれから長期化が予想されるということでございますし、また、周囲につきましては、整備計画も策定されておられませんので、現時点ではいつまでということは答えられないといったところでございますが、県に対しましては、史跡範囲を全面的に整備するよう要望しているといったところでございますし、その中で公有化につきましても、協議しながら要望を続けてまいりたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

関連してですが、以前に柳之御所の史跡指定内の方の住人が、移転を要望されまして、岩手県でなくて平泉町において用地買収と建物等の補償がされ、町内に移転されたといった方があると記憶しておりますが、同様の対応できないのか見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

高橋平泉文化遺産センター館長。

平泉文化遺産センター館長（高橋国博君）

過去に住民の方が要望して、町で交渉して移転したといったところでございますが、この件につきましては、平成23年、平成24年頃のことであったかなというふうに思います。

今後も地権者の方の意向も踏まえまして、県教育委員会に公有化の見通しを示すよう要望いたしますし、県とは協議を継続してまいりたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

最後になります。町内においては、景観条例により建築物や工作物などの行為が町の景観に与える影響を適切に調整、誘導する制度を定めておりますが、該当する土地、家屋については、その景観地区として規制や誘導がより強化されているところでございます。建築物や工作物などの行為にかかわらず、景観を調整することも事案によっては必要と思われるので、早急な対応を期待しまして、質問を終わりたいと思います。

議長（高橋拓生君）

これで千葉多嘉男議員の質問を終わります。

議 長（高橋拓生君）

本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次の本会議は明日５日、午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 ５時２５分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 高橋 拓生

署名議員 千葉多嘉男

同 大友 仁子